

新行財政改革推進プログラム

平成 1 9 年 度 実 施 計 画

平成 1 9 年 3 月
秋 田 県

はじめに

趣 旨

「平成19年度実施計画」は、平成17年2月に策定した「新行財政改革推進プログラム」を着実に推進し、実効あるものとするため、平成19年度中にそれぞれの改革項目において実施する具体的な取組内容を明らかにしたものです。

構 成

実施計画は、19年度において特に重点的に取り組む「行財政改革特定課題」及び「新行財政改革推進プログラム」に盛り込まれた79の改革項目毎の19年度における具体的な取組内容で構成されています。

行財政改革特定課題の設定

19年度に重点的に取り組む行財政改革の特定課題として次のテーマを設定します。

「ファシリティマネジメントの推進」

翌年度への反映

各改革項目の数値目標の達成状況等を踏まえ、毎年度の実施状況を検証し、翌年度の実施計画に反映させます。

目 次

■ 行財政改革特定課題の推進

ファシリティマネジメントの推進	1
-----------------	---

■ 改革実施項目取組内容

I 民間主体の地域づくりの促進

1 行政と民間との役割分担を踏まえた多様な地域活動の促進	2
1. (1) 地域づくり基本指針等の策定	
2. (2) 地域づくり活動の促進	
3. (3) コミュニティビジネスの推進	
2 県有施設の管理運営委託の推進	5
4. (1) 県直営施設の指定管理者制度への移行	
5. (2) 管理委託施設の指定管理者制度への移行	
3 県有施設の市町村・民間への譲渡の検討	8
6. (1) 市町村への譲渡の検討	
7. (2) 県有観光施設及び地域活性化施設の今後のあり方の検討	
4 事務事業のアウトソーシング等の推進	11
8. (1) 民間委託が可能な事務事業の洗い出しと公表	
9. (2) P F I の活用	
10. (3) あきた産業振興機構への企業サポート関連業務の集約化	
5 民間活力を生かした地域活性化の推進	14
11. (1) 民間活動の妨げとなっている各種規制の緩和	
12. (2) 許認可手続等の一元化・窓口連携の推進	
13. (3) 公共施設の多目的利用の推進	
14. (4) 行政サービスの民間等への積極的な開放	
15. (5) 推進体制の整備	
6 新しい行政ニーズに対する県民ぐるみの取組	19
16. (1) 民間主導の県民運動の展開	
17. (2) 県民運動の総合的な推進体制の整備	
7 ボランティア・N P O活動を促進する環境整備	22
18. (1) N P Oとの協働の推進	
19. (2) 協働を進める仕組みづくり	
20. (3) 県のサポート体制の充実	

II 県民との情報共有と県民サービスの向上

1 県民活動に役立つ多様な情報提供の推進	25
21. (1) 県民向け情報発信機能の強化	
22. (2) 多様な情報の積極的な提供	
2 県民満足度の高い行政サービスの展開	28
23. (1) 広聴制度の強化	
24. (2) 個人情報に関する苦情処理体制の充実	
25. (3) 県有施設のサービス改善	
26. (4) 申請・届出等のオンライン化	
27. (5) 地方税電子申告システム等の導入	
3 入札・契約制度の改善	33
28. (1) 物品調達に係る電子調達システムの構築	
29. (2) 民間の技術力を活用した多様な入札・契約方式の推進	
30. (3) 建設工事における入札・契約の透明性・競争性の向上	

Ⅲ 市町村の自立的・主体的行政の促進

1 市町村の自立に向けたサポート	36
31. (1) 市町村への事務権限移譲の推進	
32. (2) 市町村への業務委託の推進	
33. (3) 市町村の新たなまちづくりへのサポート	
34. (4) 新設福祉事務所に対する支援	
35. (5) 協働による個人住民税の収入確保	
2 広域自治体の将来像に関する県民合意の形成促進	42
36. (1) 北東北3県等の連携の推進	
37. (2) 道州制を含む広域行政論議の促進	

Ⅳ 分権型行政運営システムの整備

1 知事部局の組織の再編・見直し	44
38. (1) 知事公室の新設	
39. (2) 学術国際部の新設	
40. (3) 総務部と企画振興部の統合	
41. (4) 新たな政策課題に対応する組織体制整備 (本庁)	
42. (5) 新たな政策課題に対応する組織体制整備 (地方機関)	
43. (6) 企業局の廃止、知事部局への編入	
2 知事部局以外の機関の改革	48
44. (1) 教育委員会	
45. (2) 警察本部	
46. (3) 各種行政委員会	
47. (4) 県議会事務局	
3 公設試験研究機関の改革	54
48. (1) 柔軟で機動的な試験研究の推進	
49. (2) 脳血管研究センターの研究評価システムの充実	
4 地方独立行政法人化への取組	56
50. (1) 脳研、リハセンの独法化、地方公営企業法の全部適用の検討	
51. (2) 県立大学の公立大学法人化	
5 職員の政策形成能力の向上	57
52. (1) 人事評価による効果的な人材の育成と活用	
53. (2) 職員の自己啓発の促進と研修の充実	
6 庁内分権等の更なる推進	59
54. (1) 柔軟かつ機動的な人事の推進	
55. (2) 予算編成における部局の権限と責任の強化	
7 危機管理体制の充実	61
56. (1) 危機管理体制の充実・強化	
57. (2) 国民の保護に関する計画の策定	

Ⅴ 低コストで効率性の高い行政運営システムの確立

1 財政健全化の推進	64
58. (1) 目標設定による行政経費の縮減等	
2 IT活用による内部管理事務の効率化	65
59. (1) 総務事務ITシステム化の推進	
60. (2) 電子決裁システムの利用拡大	
3 公共事業の効率化とコスト縮減の推進	67
61. (1) 県独自の計画・設計仕様 (秋田スペック) の拡充	
62. (2) 新たな積算手法の導入	
63. (3) CALS/EC (公共事業のIT化) の推進	
4 定員適正化計画の見直し	71
64. (1) 定員適正化計画の見直し	
5 病院事業の合理化の促進	72
65. (1) 太平療育園と小児療育センターにおける医療事務の合理化	
66. (2) 脳研、リハセンにおける業務の見直しによる経営改善の推進	
6 施策事業の大胆な見直しによる重点化	75
67. (1) 施策事業の重点化と成果検証の徹底	
68. (2) 公共事業など投資的経費の重点化	
69. (3) 補助金の見直し	

7	未利用資産の処分の推進	78
	70. (1) 特定県有資産の処分の推進	
8	公債費負担の縮小	79
	71. (1) 新規県債発行額の抑制	
	72. (2) 公債費負担の平準化	
9	業務改善の推進	80
	73. (1) 自動車税車検時徴収の導入	
	74. (2) 県税収納窓口の拡大	
	75. (3) 既存審議会等の統廃合の推進	

VI 第三セクターの整理・統合、合理化の推進

1	事業・組織形態の抜本的見直し	83
	76. (1) 整理合理化指針の着実な推進	
	77. (2) 新たな整理合理化の取組	
2	自己責任に基づく経営の効率化	85
	78. (1) 県関与の見直しと自立的な人材の確保	
	79. (2) 効率的な経営体制の整備と経営責任の明確化	

■ 行財政改革特定課題の推進

■ 次のテーマを平成19年度の行財政改革特定課題とし、重点的に推進します。

ファシリティマネジメントの推進

○ 所管部課：知事公室 総務課

■ 取組目標

○ ファシリティマネジメントの導入により、県有建築物の保全業務一元化を図り、修繕・委託業務の集約化、エネルギー管理も含めた指導・管理体制の構築、スペースの有効活用などによって、さらなるコスト縮減と効率化を推進する。

■ 平成19年度取組内容

■ 庁内ワーキンググループを設置して、ファシリティマネジメントを推進するための解決すべき課題とその対応策を検討し、県有建築物の保全業務一元化、修繕・委託業務の集約化、エネルギー管理も含めた指導・管理体制の構築、スペースの有効活用等に取り組みます。

【具体的取組内容】

- ワーキンググループの設置（4月）
- 現状分析、課題設定、参考資料の収集（5月）
- 対応策の検討（6～9月）
- 報告書の作成、公表（10月）

※ ファシリティマネジメント

アメリカで生まれた新しい経営手法で、業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営管理活動です。

伝統的な施設管理（管財、営繕）との違いは、次のような点です。

- 1) 維持、保全のみでなく「より良いあり方」を追求します。
- 2) その方法として、情報技術をはじめとして広く各分野の技術を活用します。
- 3) 下記の3つの面をもった総合的な管理手法です。
 - ① 経営にとって全施設の全体的な最適のあり方の追求など経営戦略的な面
 - ② 各個の設備の最適な状態への改善など管理的な面
 - ③ 日常の清掃、保全、修繕等への計画的・科学的な方法の採用など日常業務的な面

■ 改革実施項目取組内容

I 民間主体の地域づくりの促進

1 行政と民間との役割分担を踏まえた多様な地域活動の促進

(1) 地域づくり基本指針等の策定

一連番号 1

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1519

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○県民自らが描く地域の将来像の実現に向け、県民との論議を深め合意形成を図りながら、民間と行政との役割分担を明確にし、民間主体の地域づくりの基本となる指針等を策定します。

■ 平成18年度の取組結果

・様々な機会を通じて、県民に対し「協働による地域づくり活動に関する宣言書」の趣旨について普及啓発を図り、130団体が署名しました。また、民間と行政の役割分担を明確にしたこれからの地域づくりについて啓発活動を行いました。

■ 平成19年度の取組内容

■様々な機会を通じて、県民に対し「協働による地域づくり活動に関する宣言書」の普及啓発を図り署名団体を募るとともに、協働による地域づくり活動を推進します。

【具体的取組内容】

- 情報の提供(随時)
 - ・市民活動情報ネットや情報誌などで、「協働による地域づくり活動に関する宣言書」について情報を提供します。
- 意見交換会(車座会議等)の実施(7月~12月)
 - ・市町村と連携をとりながら開催する出前講座、車座会議等において、「協働による地域づくり活動に関する宣言書」に基づく今後の地域づくりについて、NPO等と意見交換をします。(県内2市町で開催)
- 協働推進セミナー(7月~12月)
 - ・行政とNPOとの協働の促進を図るため、地方自治体職員、NPO、地域住民等に対して、先進事例の紹介や意見交換、情報交換をNPO法人と協働で実施します。(県内3地区で開催)

■ 市町村・民間等との連携

○NPO、市町村と連携・協働し、「協働による地域づくり活動に関する宣言書」に基づく積極的な地域づくり活動への取り組みを図ります。

(2) 地域づくり活動の促進

一連番号 2

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1520

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりのため、県民自らが地域づくりの担い手であることを自覚して地域づくり活動の参加できるよう、気運の醸成を図るとともに、地域づくりの多様な主体の活動を促進します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・地域を活性化するためのモデル事業となる事業を協働で実施するとともに、地域づくり団体等のネットワーキングや多様な主体による地域づくり活動を支援しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 地域を活性化するためのモデル事業となる事業を協働で実施するとともに、地域づくり団体等のネットワーキングや多様な主体による地域づくり活動を支援します。

【具体的取組内容】

○ 県民協働公募事業 (4月)

- ・これからの地域づくり活動のモデルとして、地域で活躍する団体の主体的な取り組みを生かし地域課題の解決を図る事業を協働で実施します。

(実施方法)

- ・テーマ設定 協働で取り組みたい地域課題について、事業テーマを設定。
- ・パートナーの募集 設定したテーマについて、具体的な事業を募集し、パートナーを決定。
- ・協議 パートナーと課題解決に向けた事業内容を協議し、決定。
- ・役割分担 県とパートナーの役割分担を決め、委託事業として実施。

○ 地域づくりの基盤整備

- ・全県の地域づくり団体の連携組織である「秋田いろり塾ネットワーク」が行う情報交換・交流に関する活動支援を行い、ネットワーキングの強化を図ります。

○ 各種地域づくり活動への支援 (4月と9月)

- ・地域づくり団体が行うイベントや講習会等のほか、地域の力を活性化する様々な事業に対して支援します。
- ・イベント等開催支援 限度額 100万円 (補助率1/2)
- ・講演会・学習会等開催支援 限度額 20万円 (補助率10/10)
- ・地域力活性化 限度額 10万円 (補助率10/10)

■ 市町村・民間等との連携

- 効果的に事業を実施し地域課題を解決するため、NPO等との協働、市町村との連携を図ります。

指標名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・地域づくり団体立ち上げ件数	件	目標	60	60	60
		実績	78	78	—
		達成率	130.0%	130.0%	—

(3) コミュニティビジネスの推進

一連番号 3

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1520

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○コミュニティビジネスの立ち上げに向けたサポートを継続するとともに、民間の中間支援団体における開業、事業継続の相談や情報提供などの機能を強化することにより、自立した事業者による地域課題の解決を図ります。

■ 平成18年度の実績

- ・民間団体と協働しながら普及啓発に努め、コミュニティビジネスの立ち上げを支援するとともに、既に開業したビジネスのステップアップについても支援しました。

■ 平成19年度の実績

■コミュニティビジネスの普及啓発に努めるとともに、開業・起業についての支援を行います。

【具体的取組内容】

○地域住民にコミュニティビジネスの意義や事業事例の紹介するためのセミナー等を開催します。

- ・NPO等の公募により実施する予定

○コミュニティビジネスの起業に対する支援を行います。

- ・開業資金への助成（助成率1/2 補助金限度額20万円）

※コミュニティビジネス：地域住民が、地域を活性化したり、地域の課題を解決するために、有償で自ら取り組む事業

■ 市町村・民間等との連携

○コミュニティビジネスの支援を行う民間の団体と協働で事業を実施します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・コミュニティビジネス立ち上げ件数	件	目標	20	20	20
		実績	(16年度) 22	23	—
		達成率	110.0%	115.0%	—

2 県有施設の管理運営委託の推進

(1) 県直営施設の指定管理者制度への移行

一連番号 4

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 試験研究機関、教育機関を除く県直営の23施設のうち、10施設について指定管理者制度への移行を図ります。
- 児童会館など7施設について指定管理者制度導入の可能性検討を行い、その適否の結論を18年度末までに得るものとします。

■ 平成18年度の実施結果

- ・総合生活文化会館（音楽ホール、練習室、美術展示ホール、研修室、秋田まるごとプラザ）、産業振興プラザについて、平成18年4月から指定管理者制度導入に移行しました。
- ・7施設について指定管理者制度への移行スケジュールの検討を行いました。
- ・8施設について指定管理者制度導入可能性に関する検討を行いました。

■ 平成19年度の実施内容

- 秋田工業用水道など2施設について指定管理者制度に移行します。
障害者自立訓練センター、児童会館など10施設について指定管理者制度への移行準備を進めます。
県立図書館など3施設について指定管理者制度導入可能性に関する検討を引き続き行います。

【具体的実施内容】

○指定管理者制度への移行

- ・秋田工業用水道については平成19年4月に、田沢湖高原駐車場については平成19年6月に指定管理者制度に移行します。
- ・次の施設については移行に向けた準備を進めます。

障害者自立訓練センター、児童会館及びこども博物館、農業研修センター、流域下水道、十和田湖公共下水道（秋田県に所在する部分）、農業科学館、大館・岩城・保呂羽山少年自然の家

○指定管理者制度の導入可能性の検討

- ・民間事業者の参入が可能な次の施設について、指定管理者制度導入の可能性に関する検討を引き続き行います。

県立図書館、県立博物館、近代美術館

【スケジュール】

- ・ 7月～ : 所管課ヒアリング（指定管理業務等、移行内容の検討）
- ・ 7月～ : 所管課ヒアリング（導入可能性の検討）
- ・ 10月まで : 移行内容とスケジュールの決定
- ・ 3月まで : 導入の適否の結論

■ 市町村・民間等との連携

○指定管理者のノウハウを活用し、サービス向上を図ります。

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 指定管理者制度移行施設数	箇所	目 標	0	0	3	0
		実 績	(16年度)	0	2	—
		達成率		—	66.7%	—

(2) 管理委託施設の指定管理者制度への移行

一連番号 5

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○外部に管理委託している67の公の施設について、指定管理者の募集について積極的な情報提供に努め、平成18年4月までに指定管理者制度への移行、市町村への譲渡、施設廃止又は組織再編を行います。

■ 平成18年度の取組結果

- ・62の管理委託施設について指定管理者制度へ移行しました。
- ・1施設について廃止しました。(18年度末)
- ・指定管理者の運営状況についての点検等を行いました。

■ 平成19年度の取組内容

- 1施設について市町村への施設譲渡を検討します。
指定管理者からの月例報告、施設の運営協議会などを通じ、管理運営状況の確認・点検を行います。

【具体的取組内容】

○市町村への施設譲渡の検討

- ・矢島スポーツ宿泊センターについては由利本荘市への19年度中の譲渡を検討します。

○指定管理者の運営状況の点検

- ・指定管理者からの月例報告などにより運営状況の確認・点検を行います。
- ・指定管理者、利用者、施設の所管課などから構成する運営協議会を開催し、サービス向上や課題解決を図るための検討などを行います。

【スケジュール】

- ・～9月：矢島スポーツ宿泊センターの由利本荘市への譲渡
- ・毎月：指定管理者からの月例報告書による運営状況の確認・点検
- ・適宜：運営協議会の開催

※指定管理者制度：平成15年の地方自治法の一部改正により、行政サービスの民間開放の一環として創設された制度で、従来は、地方公共団体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理運営について、出資法人等以外の民間事業者の参入を認めたもの。

■ 市町村・民間等との連携

○指定管理者のノウハウを活用し、サービス向上を図ります。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
			目標	0	63
・指定管理者制度移行施設数	箇所	実績 (～16年度)	0	62	—
		達成率	—	98.4%	—

※総合生活文化会館（アトリオン）については、4指定管理者を指定していますが、ここでは1施設としてカウントしています。

3 県有施設の市町村・民間への譲渡の検討

(1) 市町村への譲渡の検討

一連番号 6

所管部課	生活環境文化部 県民文化政策課 産業経済労働部 観光課	TEL	1 5 5 2 2 2 6 9
------	--------------------------------	-----	--------------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○地元自治体が新たな目的のもとに自らの施設として活用する意思を示した県有施設について、地元自治体等と積極的に協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。

■ 平成18年度の実績

- ・各広域交流センターや広域市町村圏組合事務局との協議及び一部広域交流センター設置市との協議を行い、2広域交流センターについては、大仙市及び仙北市へ平成19年度当初の譲渡実施に向けた手続きを開始しました。
- ・矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトール」の譲渡のための条件について、由利本荘市と協議を進め、譲渡について合意形成を図りました。

■ 平成19年度の実績

- 広域交流センター
 - ・地元自治体が譲渡を希望している2広域交流センターを譲渡するとともに、他の4施設について地元自治体との協議を継続します。

- 矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトール」
 - ・由利本荘市へ譲渡するため、必要な事務事業を進めます。

【具体的取組内容】

- 2広域交流センターの譲渡の実施（4月1日）
 - ・大曲・仙北広域交流センター及び角館広域交流センターを地元自治体に譲渡します。
- 4広域交流センター（鹿角、能代山本、本荘由利、湯沢雄勝）
 - ・引き続き地元自治体への譲渡に向けた協議を進めます。
- 矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトール」
 - ・由利本荘市への譲渡に向け、施設の一部改修工事を行うとともに、「秋田県営観光レクリエーション施設条例」の改正等所要の手続きを進めます。

■ 市町村・民間等との連携

○広域交流センターを地元自治体が自らの施設として管理運営することにより、地域の実情に即した施設運営や多様なサービスの提供が増大することが期待されることから、地元自治体との連絡を密にしながら協議を進めます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・公式協議を開始した施設数	箇所	目標	1	0	1	
		実績	(16年度)	3	2	—
		達成率	ユースプラトール	300.0%	—	—

(2) 県有観光施設及び地域活性化施設の今後のあり方の検討

一連番号 7

所管部課	総務企画部 市町村課 生活環境文化部 県民文化政策課 産業経済労働部 観光課
------	--

TEL	1 2 3 1 1 5 5 2 2 2 6 9
-----	-------------------------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県有観光施設とそれ以外の地域活性化施設が、民間のノウハウを生かした良質な観光サービス等を提供するとともに、市町村合併の進展に対応した新しい地域づくりの拠点としての役割を果たすことを狙いに、市町村・民間への譲渡や指定管理者制度導入を含めて今後のあり方を検討し、譲渡についても可能なものから積極的に進めていきます。

■ 平成18年度の実施結果

- ・平成18年度において、11の県有観光施設について指定管理者制度へ移行するとともに、地元自治体等への譲渡に向け、地元自治体との協議を開始済みの施設のうち譲渡の可能性があると思われる施設について引き続き協議を継続した結果、秋田ふるさと村内道路について横手市へ譲渡することとなったほか、新たに4施設について協議を開始しました。
- ・「地域活性化施設(スポーツ施設)運営のあり方」に係る地元自治体の意向等の調査を踏まえ、地域活性化施設に係る県、地元自治体の役割分担等についての課題等の整理を行いました。

■ 平成19年度の実施内容

■ ①県有観光施設

- ・地元自治体等への譲渡に向け、譲渡の可能性があると思われる施設について引き続き協議を継続するほか、新たに2施設について協議を開始します。

■ ②地域活性化施設(スポーツ施設・広域交流センター)

- ・地域活性化施設に係る県、地元自治体の役割分担等の課題について、調査・分析を加えながら、今後のあり方について引き続き、検討します。
- ・広域交流センターについては、地元自治体への譲渡に向けた協議を継続します。

【具体的取組内容】

①県有観光施設について

○譲渡に向けた協議の継続

- ・観光情報センター(二ツ井・鹿角)
- ・仁賀保高原サイクリングロード
- ・矢立遊歩道

○譲渡の可能性についての協議の開始

- ・オートキャンプ場2施設

②地域活性化施設(スポーツ施設・広域交流センター)について

○地域活性化施設(スポーツ施設)に係る県、地元自治体の役割分担等の調査・検討等

「調査・検討項目」

- ・県、地元自治体の役割分担、施設管理に係る課題等、指定管理者制度への移行、民間委託の検討

○広域交流センター

- ・大曲・仙北広域交流センター及び角館広域交流センターを地元自治体に譲渡します。
- ・4広域交流センター(鹿角、能代山本、本荘由利、湯沢雄勝)については、引き続き地元自治体への譲渡に向けた協議を進めます。

■ 市町村・民間等との連携

○県有観光施設については、民間のノウハウを生かした質の高いサービスが求められ、また、地域に密着した取組が期待できる市町村の役割が重要となってきたことから、民間や地元自治体との情報交換に努めます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
			6	5	3
・あり方検討実施施設数 (観光施設)	目 標	—	5	4	—
	実 績		83.3%	80.0%	—
	達成率				

4 事務事業のアウトソーシング等の推進

(1) 民間委託が可能な事務事業の洗い出しと公表

一連番号 8

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1057

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県業務の類型化を行ったうえで、民間への業務委託パターンを例示して、委託可能な事務事業のリストアップを行い、県ホームページにリストを公表して民間参入を呼びかけることにより、更なる民間参画を促進します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・ 県の事務事業について総点検を行い民間委託が可能な事務事業をリストアップし、これを県のホームページで公表しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 県の事務事業の再点検により民間委託が可能な事務事業の対象の拡充に取り組み、委託を検討する事務事業のリストを作成し、これを県のホームページで公表するとともに、関係業界等に対して周知し、民間からの提案を募集します。

【具体的取組内容】

- 事務事業の再点検による民間委託の推進
 - ・ 県の事務事業について、スプリングレビューにより見直しを行い、民間委託を検討する事務事業のリストを更新し、これを県のホームページで公表します。
- 関係業界等への説明及び提案募集
 - ・ 民間委託の推進について民間の協力を得ることができるよう、関係業界等に対して周知し、課題のあるものについては民間からの提案を募集するなど民間委託の促進を図ります。

【スケジュール】

- ・ 平成19年 4月：民間委託可能な事務事業の再点検
- ・ 9月：ホームページへのリスト公表及び庁内調整
- ・ 20年 3月：リストの更新及び提案募集

■ 市町村・民間等との連携

- 県業務の民間委託は、民間活力の活用による効率的で良質なサービスの提供や民間活動の活発化につながることが期待されることから、民間の協力を得ることができるよう周知を図りながら推進します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 新規民間開放業務数	件	目標	10	20	25
		実績	17	28	—
		達成率	170.0%	140.0%	—

(2) PFIの活用

一連番号 9

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県が新たに大規模な公共事業を実施する際には、その構想時に、実施手法の一つとしてPFIの適用を検討することとし、その円滑な検討を進めるため、PFI事業として実施するか否かを判断する簡易評価マニュアルを策定します。

■ 平成18年度の実績結果

- ・ 大規模事業計画の実態調査を実施するとともに、民間のフォーラムにおいてPFIガイドラインの説明を行いました。

■ 平成19年度の実績内容

- 大規模事業計画の有無について実態調査を行い、計画を予定している事業について、PFI簡易評価マニュアルに基づき評価を実施します。

【具体的取組内容】

- 大規模事業計画の実態調査の実施
 - ・ PFIの適用対象となる大規模事業計画の有無について実態調査を行います。
- 簡易評価の実施
 - ・ 大規模事業実態調査を踏まえて、簡易評価マニュアルに基づき評価を実施します。

【スケジュール】

- ・ 平成18年 5月 : 大規模事業計画の実態調査の実施
- ・ 6月～ : 簡易評価の実施

※PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営ノウハウや技術的能力を活用して進める新しい手法。(平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が制定された。)

■ 市町村・民間等との連携

- 民間が主体となるPFI方式に対する理解を深めるため、県ホームページ等による情報提供を行います。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 簡易評価実施件数	目標	0	1	1	1
	実績	(16年度)	2	0	—
	達成率		200.0%	0%	—

(3) あきた産業振興機構（現あきた企業活性化センター）への企業サポート関連業務の集約化

一連番号 10

所管部課 産業経済労働部 商工業振興課

TEL 2242

取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- (財) あきた産業振興機構（現あきた企業活性化センター）に対して、県機関が担っている企業サポート業務のアウトソーシングを行い、機構の企業サポートのワンストップサービスセンターとしての機能を充実・強化します。

取組結果

- ・ (財) あきた企業活性化センターが特許庁から知的所有権センターとして認定を受け、産業振興プラザ内で活動を開始しました。(18年4月)

※アウトソーシング (Outsourcing) : 行政の業務や機能の一部または全部を民間等の外部に委託すること。これにより、より効果的なサービスの提供等が期待できる。
 ※ワンストップサービス (総合相談機能) : 各種相談から具体的な支援策の提案、国等関係機関の支援策情報の提供

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
			1,800	2,000	2,200
・ 企業訪問指導件数	目 標	1,500 (16年度)	1,819	1,867	—
	実 績		101.1%	93.4%	—
	達成率				

5 民間活力を生かした地域活性化の推進

(1) 民間活動の妨げとなっている各種規制の緩和

一連番号 11

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県民の自主的な活動の推進による地域の活性化を図るため、県については条例・規則等の見直しにより、また、国等については、構造改革特区・地域再生制度を活用し、県民の様々な活動の障害となっている規制の緩和を推進します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・ 民間活動を阻害する規制等を緩和するため、県の条例・規則等を見直しました。
- ・ 国の規制については、構造改革特区等の活用により規制の緩和を行いました。

■ 平成19年度の取組内容

- 民間活動を阻害する規制等を緩和するため、県の条例・規則等の見直しを行うほか、国の規制については、構造改革特区や地域再生制度を活用し、規制の緩和を図ります。

【具体的取組内容】

- 規制緩和対象事務の掘り起こし
 - ・ 知事部局の本庁、地域振興局、地方機関が行っている事務事業について見直し・点検（スプリングレビュー）を行い、規制緩和対象事務の掘り起こしを進めます。
- 要望の把握
 - ・ 民間の規制緩和に対する要望等の収集を進めます。
 - ・ 県民からの提案募集
 - ・ 企業活性化センターとの共同・連携（企業要望収集、企業訪問）
- 規制緩和の推進
 - ・ 民間等からの要望内容について、規制緩和の可能性を検討するとともに、緩和可能なものについて必要な条例・規則の改正を行います。
- 構造改革特区、地域再生制度の活用
 - ・ 国が行っている各種規制の緩和を図るため、国の制度である構造改革特区や地域再生制度の活用について、民間や市町村に対し働きかけます。

【スケジュール】

- ・ 4月～ : 企業活性化センターと共同で企業の要望収集、スプリングレビュー（事務事業の見直し）の実施
- ・ 7月～ : 提案募集の実施

■ 市町村・民間等との連携

- 規制の緩和に当たっては、説明会の開催やアンケート調査等により、市町村や直接規制を受けている民間事業者からの要望を尊重しながら進めます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 規制緩和件数	件	目標	30	30	30
		実績	68	14	—
		達成率	226.7%	46.7%	—

(2) 許認可手続等の一元化・窓口連携の推進

一連番号 12

所管部課 知事公室 総務課
知事公室 分権改革推進室

TEL 2084
1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県への申請については、部局間の相互連携を強化し、ヒアリング等を一緒にできる体制を構築するほか、申請書等の様式や添付書類の省略について検討します。
併せて、県民の利便性向上のため、本庁から地域振興局への権限の移譲等を進めます。
- 国・県・市町村など申請先が複数にまたがるものについては、手続が一元的に実施できるよう地域再生制度を活用し、国等から権限移譲等を受けるほか、市町村で一元的に処理した方が住民活動の活性化につながるものは、市町村への権限移譲等を推進します。

■ 平成18年度の実施結果

- ・ 関係機関への調査を実施し、対象事務の洗い出しを行いました。
- ・ 住民に最も身近な市町村が総合的にサービスを提供できるように、知事の権限に属する事務を市町村に移譲しました。

■ 平成19年度の実施内容

- 一の事案について複数の許認可手続を要し、また許認可部局が異なるものについて県民の利便性の向上を図るため、手続の一元化や窓口連携を進めるとともに本庁から地域振興局への権限移譲を進めます。
また住民に身近な市町村において、総合的なサービスを受けられるように、知事の権限に属する事務を市町村に移譲します。

【具体的取組内容】

○ 対象事務の洗い出し

- ・ 庁内関係部局への実態調査やヒアリング等を行い、一の事案について複数の許認可が必要なものについて、合同ヒアリングの実施や手続の一元化を進めます。

○ 改善方策の検討・実施

- ・ 地域再生制度の活用、市町村への権限移譲、県の受け入れ体制の整備等について検討し、可能なものから実施します。
- ・ 窓口の一元化などにより、住民にメリットの大きい権限については、重点的に移譲を進めます。

【スケジュール】

- ・ 4月 : 市町村との権限移譲研究会の設置
- ・ 5月～ : 庁内各部局からのヒアリングの実施
: 合同ヒアリングが実施可能な許認可手続の選定
- ・ 8月 : 市町村担当者会議
- ・ 8月～ : 合同ヒアリングの実施
- ・ 9月 : 移譲項目拡大に伴う条例改正
- ・ 1月 : 移譲対象市町村の告示

■ 市町村・民間等との連携

- 市職員・県職員合同の権限移譲に関する研究会を設けて取り組みます。

(3) 公共施設の多目的利用の推進

一連番号 13

所管部課 知事公室 総務課
知事公室 分権改革推進室

TEL 1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県単独補助事業により整備された公共施設の有効活用を促進するため、本来の使用目的にかかわらず、住民ニーズに沿って目的外使用を認めます。
- 国庫補助事業等により整備された公共施設の有効活用を促進するため、補助金の返還を伴わずに目的外使用が可能となるよう地域再生制度を活用します。
- 目的の異なる施設であっても複合的な施設にすることにより、行政サービスの向上や運営の効率化、機能強化につながる施設については、構造改革特区制度を活用し、国による規制の緩和を推進します。

■ 平成18年度の実績

- ・ 県単独補助事業により整備された施設について目的外使用の検討を行うとともに、国庫補助事業により整備された施設について、地域再生の活用を検討しました。
- ・ 構造改革特区の活用による施設の複合化について、説明会を開催しました。

■ 平成19年度の実績

- 公共施設の有効活用を促進するため、住民ニーズを把握し、県単独補助事業により整備された施設について目的外使用を進めるとともに、国庫補助事業により整備された施設について地域再生制度を活用した目的外使用を進めます。
また、個々に目的の異なる施設においてもこれを複合化することによりサービスの向上等につながる施設については、構造改革特区制度を活用し、国による規制緩和を推進します。

【具体的取組内容】

○ 市町村説明会の開催

- ・ 構造改革特区制度や地域再生制度について、説明会を開催し周知を徹底するとともに、これらの制度の利活用の促進に向けた要望等の把握を行います。

○ 公共施設の有効活用の検討

- ・ 先進事例を参考に、施設を所管する市町村と地域特性を生かした公共施設の有効活用を検討します。

【スケジュール】

- ・ 5月～：市町村説明会の開催
(対象施設の選定、特区、地域再生の申請)

■ 市町村・民間等との連携

- 市町村担当者に対する説明会を開催し制度の理解を求めるとともに、市町村に各施設に対する住民ニーズの情報提供を依頼します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 多目的利用実現施設数(累計)	件	目標	2	5	8
		実績	2	3	—
		達成率	100.0%	60.0%	—

(4) 行政サービスの民間等への積極的な開放

一連番号 14

所管部課 知事公室 総務課
知事公室 分権改革推進室

TEL 1057
1085

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 民間や市町村が等が実施した方が、より効率的で住民サービスの向上につながる業務を積極的にアウトソーシングするほか、国等により規制されている業務についても、地域再生支援制度・構造改革特区などを活用し、民間への開放を推進します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・説明会を開催し、民間団体等に対して、国における市場化テストや県における指定管理者制度による取組を紹介し、今後「官から民へ」の動きが加速することを説明し、理解促進を図るとともに、こうした「官業の民間への開放」にあたって、特区制度等の活用により様々な規制を緩和することが可能であることを周知しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 民間や市町村が実施することでより効率的で効果的なサービスの提供が期待できる業務の掘り起こしを引き続き行うとともに、民間団体や市町村に対して地域再生支援制度等のPRを図り民間への開放を推進します。

【具体的取組内容】

○対象事務の洗い出し(4月～)

- ・各部局において、民間や市町村が実施することでより効果的で効率的なサービスの提供につながる事務の洗い出し作業(スプリングレビュー)を進めます。

○構造改革特区等の更なる周知と県民等の要望把握(4月～)

- ・民間事業者に対する民間開放意向調査の実施(アンケート調査等)
- ・民間団体や市町村に対して構造改革特区、地域再生支援制度のPRを図りながら、当該制度活用による民間開放について検討します。
- ・企業活性化センターとの連携による提案等の掘り起こし

■ 市町村・民間等との連携

- 特区制度や地域再生制度への理解不足の現状を踏まえ、市町村や民間に対して説明会の開催等によりその理解促進に努め、提案を広く募集します。特に1次窓口である市町村に対しては、当該制度が地域活性化に大きく貢献する制度であることの周知を図り、その活用促進に努めます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・新規民間開放業務数(再掲)	件	目標	10	20	25
		実績	17	28	—
		達成率	170.0%	140.0%	—

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・新規民間開放業務数 (特区、地域再生の活用による)	項目	目標	2	2	2
		実績	0	0	—
		達成率	0%	0%	—

(5) 推進体制の整備

一連番号 15

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1085

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○民間活力を引き出し、地域の活性化につながる民間や市町村の幅広い分野からの提案に柔軟・機動的かつ専門に対応できる体制を整備します。

■ 取組結果

- ・地域住民や市町村からの提案・要望の受付窓口を各地域振興局に設置しました。
(17年4月)
- ・分権改革推進室を新設し、民間・市町村からの提案・要望を掘り起こしながら規制緩和、市町村への権限移譲、地域再生等の業務を一元的に推進する体制を整備しました。
(17年5月)

6 新しい行政ニーズに対する県民ぐるみの取組

(1) 民間主導の県民運動の展開

一連番号 16

所管部課	生活環境文化部 地域活動支援室 国体・障害者スポーツ大会局 大会総務課	TEL	1 5 1 9 5 2 6 4
------	--	-----	--------------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○環境、暮らしの安全・安心、健康づくりなど、県民運動への関心を高め、だれでも参加できるような環境整備を進めるとともに、推進基盤の強化により自主的・自立的な運動の展開を図ります。

■ 平成18年度の取組結果

・様々な主体が協働して「元気なふるさと秋田づくり」を推進するため、関連する情報提供等に取り組みました。

■ 平成19年度の取組内容

■ 県民目標である「元気なふるさと秋田づくり」を実現するため、関連情報の情報提供や地域で活躍する団体との協働を推進します。

【具体的取組内容】

○関連情報の提供

- ・県民運動について、関連情報の収集提供により県及び団体相互が情報交換できる体制を整えます。
- ・情報誌による情報提供
- ・ホームページによる情報提供

○まちの世話役の養成（7月～12月）

- ・地域の構成する主体間のパートナーシップを形成し、協働による地域づくりを進めるためには、地域の様々な課題の相談・解決にあたる地域の世話役的人材を育成します。

○県民協働公募事業（4月～3月）

- ・地域で活躍する団体の主体的な取り組みを生かしながら地域課題の解決を図るとともに、地域づくりのモデル的な取り組みとして、団体との協働事業を実施します。

○地域づくり活動への支援（募集：4月と8月）

- ・元気なふるさと秋田づくりを実現するため、地域活動団体が行うイベント、講習会等のほか、地域の力を活性化させる様々な事業に対して支援します。

■ 市町村・民間等との連携

○市町村に対しては、県と連携し積極的に「元気なふるさと秋田づくり」に取り組むことを期待します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 県民運動参加者数	人	目 標	25万	27.5万	30万
		実 績	35万	40万	—
		達成率	140.0%	145.5%	—

－ 秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会に向けた県民運動の展開 －

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 平成19年開催の秋田わか杉国体及び秋田わか杉大会（全国障害者スポーツ大会）の運営に当たって、様々な場面でボランティアや地域組織、民間団体等の主体的な参加を促進するなど、県民総参加の大会とするため、県民運動を展開します。

■ 平成18年度の実績

- ・県民総参加による県民運動を展開するため、一人一役ボランティアとしての参加とボランティアサポート体制の整備を図りました。

■ 平成19年度の実績

- 県民総参加による県民運動を展開するため、一人一役ボランティアとしての参加の促進とボランティアサポート組織への支援を継続します。

【具体的取組内容】

- 広報ボランティアによる広報活動の実施
 - ・広報ボランティアによる県内のイベント会場などでの広報活動の展開
- 専門ボランティア（手話通訳、手書き・パソコン要約筆記）の大会運営参加
 - ・18年度に養成した専門ボランティアの競技会場・業務別の自主学習の実施
- 専門ボランティア（大会サポーター）の拡充・養成、大会運営参加
 - ・大会サポーター（障スポ大会参加チーム・選手をサポートするボランティア）の養成校連絡調整会議の開催、19年度新入生を含む大会サポーター養成講座の開催
- 運営ボランティアの大会運営参加
 - ・大会本番において、開・閉会式会場、プレスセンター、総合案内所などに配置し、県実施本部の業務を行う運営ボランティアの基礎研修会の開催、配置決定、業務別説明会の開催

◎年度別県登録ボランティア目標人数

ボランティアの種類	16年度末	17年度末	18年度末	19年度（大会開催時）
○広報ボランティア	60	100	150	※運営ボランティアとなる
○専門ボランティア		150	800	1,500
手話・要約筆記		150	300	500
大会サポーター			500	1,000
○運営ボランティア		750	3,050	3,500
計	60	1,000	4,000	5,000

- ボランティア組織への支援
 - ・運営ボランティア等を対象とした研修会や交流会の開催、情報提供を目的に設置されたスポーツボランティアサポートチームの育成支援
 - ・スポーツボランティアサポートチームに対する運営委託内容：ボランティア会報誌制作、ホームページ管理・運営、研修会運営企画等

【スケジュール】

- ◇広報ボランティアによる広報活動の実施
 - ・広報ボランティアによる県内のイベント会場などでの広報活動の展開（4月～9月）
- ◇専門ボランティア（手話通訳、手書き・パソコン要約筆記）の大会運営参加
 - ・手話通訳、手書き・パソコン要約筆記ボランティアによる自主練習（4月～9月）、リーダー研修会、講師連絡会の開催（5月～9月）
- ◇専門ボランティア（大会サポーター）の拡充・養成、大会運営参加
 - ・大会サポーターの養成校連絡調整会議の開催（年2回）、養成講座、リーダー研修会の実施（4月～7月）
- ◇運営ボランティアの大会運営参加
 - ・運営ボランティアの基礎研修会の開催（5月～6月）、配置決定（7月）
- ◇ボランティア組織への支援
 - ・ボランティアホームページ管理・運営（4月～12月）、ボランティア会報誌発行（年2回）、ボランティア研修会の開催（県内3ヶ所、延べ5回）

■ 市町村・民間等との連携

- ◇広報ボランティアの活動
 - ・ボランティア自身による主体的な広報ボランティア活動の実施
- ◇専門ボランティア（手話、要約筆記等）による自主練習
 - ・秋田県聴力障害者協会によるリーダー研修会、講師連絡会の開催（業務委託）
 - ・県内の各大学等による大会サポーター養成講座の実施（業務委託）
 - ・秋田県社会福祉協議会による大会サポーターリーダー研修会の開催（業務委託）
- ◇運営ボランティア募集開始
 - ・県と市町村の連携による運営ボランティアの確保
 - ・各種県民運動団体による団体構成員への動員要請
- ◇ボランティア組織によるサポート
 - ・秋田スポーツボランティアサポートチーム（オーレわか杉）によるボランティア研修会の実施、ボランティアホームページの運営・管理、会報誌の発行（委託業務）

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・県登録ボランティア数	人	目 標	1,000	4,000	5,000
		実 績	817	2,657	—
		達成率	81.7%	66.4%	—

（2）県民運動の総合的な推進体制の整備

一連番号 17

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1519

■ 取組目標 （プログラムに掲げる目標）

- 各分野の個々の運動を取りまとめ、効果的に実施できるよう調整するとともに、活動主体へのサポートや環境づくりを総合的・一元的に推進する体制を整備します。

■ 取組結果

- ・県民文化政策課内に地域活動支援室を新設し、県民運動の総合的な推進体制の整備を図りました。（17年5月）

7 ボランティア・NPO活動を促進する環境整備

(1) NPOとの協働の推進

一連番号 18

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1519

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 「県とNPOとの協働に係る行動指針及び行動プラン」(平成15年5月策定)に基づき、事務委託のほか、NPOからの企画提案による事業実施など、様々な態様での協働を進めます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・専門性や先駆性などのNPOの特性を生かして地域の課題解決を図る県民公募事業の実施や協働推進セミナーの開催など、協働の推進に取り組みました。

■ 平成19年度の取組内容

- 専門性や先駆性などのNPOの特性を生かして地域の課題解決を図る県民公募事業の実施や協働推進セミナーの開催など、NPOとの協働を推進します。

【具体的取組内容】

○県民協働公募事業(4月～3月)

- ・地域で活躍する団体の主体的な取り組みを生かし、地域の課題解決にあたるため県民との協働事業を実施します。

[実施方法]

- ・テーマの設定 : 協働で取り組みたい地域課題について、事業テーマを設定。
- ・パートナーの募集 : 設定したテーマについて具体的な事業を募集し、パートナーを決定する。
- ・協議 : パートナーと課題解決に向けた事業内容を協議し、決定。
- ・役割分担 : 県とパートナーの役割分担を決め、委託事業として実施。

○協働推進セミナーの開催(9月～12月)

- ・行政とNPOとの協働の促進を図るため、地方自治体職員、NPO、地域住民等に対して、先進事例の紹介や意見交換、情報交換を行うセミナーをNPO法人与自然協働で実施します。

※NPO(Non Profit Organization): 医療、福祉や環境保全、地域おこしなど、様々な分野で営利を目的としない市民の自発的な意志による活動団体(民間非営利活動団体)。

■ 市町村・民間等との連携

○NPOと協働、市町村との連携を図り各事業を実施します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・協働件数	件	目標	40	40	40
		実績	71	53	—
		達成率	177.5%	132.5%	—

(2) 協働を進める仕組みづくり

一連番号 19

所管部課 生活環境文化部 地域活動支援室 TEL 1519

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○それぞれの地域におけるNPO活動を促進するため、県が設置した拠点施設である遊学舎を中核として地域での中間支援機能を充実させるほか、普及・啓発などNPO活動基盤を整備します。

■ 平成18年度の実績

・地域での中間支援機能の充実と、協働を進める基盤の整備に取り組みました。

■ 平成19年度の実績

■引き続き、地域における中間支援機能の充実と協働を進める基盤整備に取り組みます。

【具体的取組内容】

○ボランティア・市民活動支援助成金（募集時期 4月、9月）

・ボランティア・市民活動の活性化を図るため、活動に要する経費に対して助成します。

〔助成対象事業〕 ①調査・研究事業
②器財整備事業
③パワーアップ事業

○市民活動サポート事業（通年）

・地域におけるボランティア・市民活動を促進するため、県北、中央、県南の3地区において、それぞれ相談コーディネーター及び情報誌の発行を行います。

○NPO経理・財務サポート事業（10月～1月）

・NPOの円滑な会計運営を進め組織基盤を強化するため、経理・税理事務についてセミナー等のサポート事業を行います。

○市民活動普及啓発事業（車座会議の実施）（7月～12月）

・NPOへの理解を深めるとともに市民活動参加への契機とするため、市町村と連携をとりながら、地域住民、町内会、ボランティア・NPO等を対象とした意見交換会（車座会議）を実施します。

■ 市町村・民間等との連携

○各事業の実施にあたっては、NPOとの協働及び市町村との連携をとりながら進めます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・市民活動情報ネットへの登録 市民活動団体数	団体	目標	700	800	850
		実績	652	702	—
		達成率	93.1%	87.8%	—

(3) 県のサポート体制の充実

一連番号	20
------	----

所管部課	生活環境文化部	地域活動支援室	TEL	1519
------	---------	---------	-----	------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○ボランティア・NPO活動の促進のため、総合的・一元的なサポート体制の充実を図ります。

■ 取組結果

・県民文化政策課内に地域活動支援室を設置し、ボランティア・NPO活動促進のための総合的・一元的なサポート体制を充実させました。(17年5月)

II 県民との情報共有と県民サービスの向上

1 県民活動に役立つ多様な情報提供の推進

(1) 県民向け情報発信機能の強化

一連番号 21

所管部課 知事公室 秘書課
知事公室 情報公開センター

TEL 1032
1074

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 行政情報の提供機能を強化するため、広報戦略推進会議、広報活動責任者の課室への設置など、全庁的な推進体制を確立するとともに、日常的な広報・広聴活動の充実を図ります。
また、県民との情報共有による協働の地域づくり等を進めるため、専任の職員を新たに配置し、政策課題に対する県の考え方、方針等をタイムリーに分かりやすく県民に伝える体制を強化します。

■ 平成18年度の実績

- ・情報提供機能を強化するため、全庁的な推進体制を確立するとともに、日常の広報活動の充実を図るとともに、県民と一緒に考えるための日常の広報活動の充実に向け、パブリシティを強化しました。

■ 平成19年度の実績

- 県民ニーズに即した多様な情報提供を行うため、日常的な広報活動の充実とその仕組みの整備を図るとともに、パブリシティを一層強化します。

【具体的取組内容】

○広報事業の民間委託の実施（4月）

- ・企画提案競技の結果に基づき、広報事業の民間委託を実施します。
- ・全戸配布広報紙作成・配布
- ・テレビ・ラジオ広報
- ・WebTVあきた動画配信
- ・電子広報・広聴

○広報戦略の見直し（6月）

- ・平成17年6月に策定した「広報戦略プラン」の見直しを行います。

○パブリシティの充実・強化

- ・重要な施策や課題について、県民の十分な理解を得るため、様々な広報媒体により、適切な情報をタイムリーに提供します。
- ・報道業務の一元化（4月～）
- ・ホームページを活用した重要場面での知事発言の紹介（随時）
- ・報道機関への「県政の広報トピックス」の提供（毎月）
- ・各担当部局等による報道機関へのレクチャーの開催（随時）

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・県民意識調査における現状評価(プラス評価ポイント)	%	目標	66	68	70
		実績	67.9	63.1	—
		達成率	102.9%	92.8%	—

(2) 多様な情報の積極的な提供

一連番号 22

所管部課	知事公室 情報公開センター 学術国際部 調査統計課 生活環境文化部 地域活動支援室	TEL	1074 1253 1519
------	---	-----	----------------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県民の自主的な地域活動を促進するため、市町村等との連携を図りながら、地域づくり団体などを対象にした情報提供の仕組みを充実します。
- 県が保有する統計資料について、県民が経済活動等に利用できるようなわかりやすい形での情報提供を行います。

■ 平成18年度の取組結果

- ・ 県民参加型、問題提起型の広報を実施しました。
- ・ 市民活動情報ネット等を通じて、多様な情報提供に努めるとともに、市民活動団体等の情報発信などを支援しました。
- ・ 統計懇話会を設置し、県民の需要に沿ったテーマについて、関連データの収集・加工・分析を行うとともに、ミニシンポジウムを開催し、統計情報の内容の充実、提供について検討しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 県政の重点施策事業や重要課題について迅速・多様な情報提供を行うとともに、地域づくり団体等の情報発信を支援するほか、統計情報のわかりやすい提供のあり方について幅広く意見交換し、実行可能なものから取り組んでいきます。

【具体的取組内容】

○ 元氣な秋田づくりに向けた広報の実施

- ・ 広報紙、テレビ、ラジオに活動する人や団体が登場する場面を設け、県民の参加意識を醸成する広報を行います。

○ 地域づくり団体等への情報提供の充実（通年）

□ 県民運動に関する情報の提供

- ・ 県民運動において、県及び団体相互の情報交換を促進します。
 - ・ 情報収集機能の充実
 - ・ 県民運動によるホームページの運営
 - ・ 情報誌による情報提供

□ 市民活動情報ネットの運営等

- ・ 市民活動情報ネットにより、市民活動団体等の情報発信を支援します。また、県民運動関連情報等と相互の連携を図ります。
- ・ 情報誌の発行業務を県北・中央・県南の3地区体制で実施し、地域に密着した情報の充実を図るとともに、県民運動関連情報の収集提供の強化を図ります。

○ 統計情報提供機能の強化

- ・ シンポジウムを開催し、統計情報の内容の充実、提供のあり方について検討します。
- ・ 統計懇話会を開催し、教育、行政、産業の各関係者と幅広く意見交換を図り、わかりやすい統計情報の提供を推進します。（7月、2月）

■ 市町村・民間等との連携

○各種情報の収集、提供にあたっては、市町村、NPO等との連携を図りながら進めます。また、統計懇話会には、市町村、民間団体にも参加してもらい現場の要望等を踏まえた検討を行います。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 市民活動情報ネットでの情報提供数	件	目 標	1,000	1,100	1,200
		実 績	1,038	1,073	—
		達成率	103.8%	97.5%	—

2 県民満足度の高い行政サービスの展開

(1) 広聴制度の強化

一連番号 23

所管部課 知事公室 情報公開センター

TEL 1071

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 「知事への手紙」や「県民アイデア」、「県への提言」について、県民がより利用しやすく、幅広く意見・提案等を提出できるよう制度の改善を図ります。
- これまで以上にモニターを広く募集し、アンケート調査・意見募集等を積極的に行うため、「県政モニター制度」、「県政プロポーザー制度」、「さわやかサービスモニター制度」を見直します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・県政モニターの募集方法を公募に限らず、推薦制も導入しました。
- ・各種アンケート等を県政モニターに知らせ、意見募集を行いました。
- ・「県政プロポーザー制度」を廃止しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 「知事への手紙」や「県政への提言」について、制度の一元化も含めて、より県民にとって利用しやすい制度の構築を図ります。
「秋田の応援団（仮称）」を創設し、会員の多様な意見を県政の推進に活用します。

【具体的取組内容】

○広聴制度の検討

- ・政策提言型広聴制度である2つの制度（「知事への手紙」「県政への提言」）の、一元化に向けた検討をします。

○「秋田の応援団（仮称）」（会員登録制広聴制度）の設置

- ・秋田県HP「美の国あきた」を通じ、「秋田の応援団（仮称）」（会員登録制広聴制度）を設置し、県が設定するテーマに関して、県が行っている、あるいは県が行おうとする施策、事業のあり方や進め方などについてメールで意見や提言をいただきます。
また、秋田県をより良くするために、環境問題、産業育成、観光など、あらゆる分野にわたる施策や事業に関する自由な意見や提言をメールでいただくほか、秋田県への応援メッセージを投稿していただきます。

(2) 個人情報に関する苦情処理体制の充実

一連番号 24

所管部課 知事公室 情報公開センター

TEL 4092

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○平成17年4月1日から個人情報保護法が全面施行されることを契機に、県民と民間事業者との間に生じた個人情報保護に関する苦情処理体制を整備します。

■ 平成18年度 of 取組結果

- ・ 県民の権利利益を保護するため、個人情報窓口において、県民からの苦情・相談に迅速に対応するとともに、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき適切に対処しました。
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県民、事業者及び実施機関の個人情報保護に関する意識が高まるように広報啓発活動を実施しました。

■ 平成19年度 of 取組内容

■ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県民、事業者及び実施機関の個人情報保護に関する意識が高まるように広報啓発活動を実施します。また、県民の権利利益を保護するため、個人情報窓口において県民からの苦情・相談に迅速に対応するとともに、個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき適切に対処します。

【具体的取組内容】

○ 広報啓発活動の実施 (随時)

- ・ 希望する団体に対し出前講座を行います。
- ・ 県民、事業者に対し個人情報保護に関する情報を提供します。

○ 苦情・相談への対応

- ・ 情報公開センター及び各地域振興局等の個人情報窓口において、県民からの苦情・相談に対応します。

■ 市町村・民間等との連携

○市町村が設置した窓口においても、苦情相談を受け付けるとともに、内閣府及び国民生活センターが地方公共団体の苦情相談窓口における苦情相談情報を集約・共有し、苦情の円滑な処理を図るために整備したネットワーク・システムへの協力を求めます。

(3) 県有施設のサービス改善

一連番号 25

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1061

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 各施設において、利用者数等の目標を毎年度設定して利用拡大に努めるとともに、その状況を公表するほか、利用者の満足度を高めるためのサービス改善を進めます。
- スポーツ施設や文化施設などの県有施設について、インターネットで空き状況の確認や予約・利用申込みができるシステムの導入を進めます。
- 外部に管理委託している県有施設について、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウの活用による効率的・効果的なサービスを提供します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・県有施設の利用拡大を図るため、施設毎に平成18年度の目標を設定し、前年度の実績と併せて公表しました。
- ・インターネットを活用した予約システムの利用促進のためPR等の強化を指導。
- ・民間ノウハウの活用による効率的・効果的なサービスを提供するため、67施設を指定管理者制度に移行しました。

■ 平成19年度の取組内容

- インターネットを活用した予約システムの利用を促進します。
- 県有施設の利用拡大を図るため、施設毎に平成19年度の目標とサービス改善の具体的な取組を設定し、前年度の実績と併せて公表します。

【具体的取組内容】

- インターネットを活用した予約システムの利用促進(4月)
 - ・予約システムの利用を促進するため、各施設毎にPR等の強化を検討します。
- 目標利用者数等の設定と公表(5月)
 - ・67の県有施設について、利用者数等の目標とともに、サービス改善の具体的な取組を設定し、これを平成18年度実績等と併せて県のホームページへ掲載するとともにマスコミに情報提供します。

■ 市町村・民間等との連携

- 施設利用者の意見を反映したサービス改善やボランティア等の参加による企画・運営を進めます。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・利用目標達成率 (利用者実績値合計/利用者数目標値 合計×100)	%	目標	100	101	102
		実績	93.9	94.1	—
		達成率	93.9%	93.2%	—

(4) 申請・届出等のオンライン化

一連番号 26

所管部課 知事公室 総務課
学術国際部 情報企画課

TEL 1061
4272

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○インターネット上で各種の申請・届出などの手続きを可能とするためのシステムについて、既に開発されたノウハウを活用しながら導入を進めます。

■ 平成18年度の取組結果

・行政手続オンライン化のためのシステムをASP方式により導入するとともに、市町村と合意した共同アウトソーシングのルール等に基づき、引き続き共同利用について協議しました。

■ 平成19年度の取組内容

■ 電子申請システムを利用して、県民・企業等に「電子申請受付サービス」を提供するとともに、市町村における電子申請システムの導入やサービスの開始に向けた支援を行います。

【具体的取組内容】

○行政手続のオンライン化の推進

・平成18年度に策定した「行政手続オンライン化アクションプラン」を必要に応じて見直すとともに、この計画にもとづき、オンライン化を推進します。

○オンライン手続の利用促進

・電子申請受付サービスが広く認知され、多くの住民・企業等にオンライン手続が利用されるよう広報・普及に努めます。

○市町村との共同利用促進

・県内市町村が、電子申請システムを共同利用することで「電子申請受付サービス」を早期に実現できるよう、電子自治体共同運営協議会等を活用して情報提供、意見交換、各種調整等を行い、市町村における手続のオンライン化を支援します。

【スケジュール】

- ・6月～ : 「行政手続オンライン化アクションプラン」の見直しに係る各課照会
- ・7月～ : 「行政手続オンライン化アクションプラン」に係る各課ヒアリング
- ・8月～ : 「行政手続オンライン化アクションプラン」の見直し

※ASP【application service provider】

電子申請を可能にするために要する機能プログラム等をネットワークを介してレンタルするタイプのサービス提供形態。自治体側はソフト更新や管理の手間を省くことが可能になる。

■ 市町村・民間等との連携

○住民生活に身近な市町村手続がオンライン化されることで、住民によるオンライン手続の利用機会が増加するとともに、オンライン申請に関する興味や関心が高まることで、県手続の利用促進効果が期待されます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度	
・対象様式数	件	目 標	0	0	50	
		実 績	(16年度)	0	42	—
		達成率	—	—	—	

(5) 地方税電子申告システム等の導入

一連番号 27

所管部課 総務企画部 税務課

TEL 1128

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○納税者がインターネット上から電子申告を行うことができるシステムや自動車の保有手続きができるシステムについて、他の都道府県と共同で開発・運用を進めます。

■ 平成18年度の実績

- ・電子申告システムの構築については、予定通り進んでいます。
- ・OSS システムの構築については、全国での構築に歩調をあわせ20年10月運用開始の予定で計画を進めています。

■ 平成19年度の実績

■法人県民税・事業税の申告や納税を納税者又は申請代理人が一つの場所からいつでもどこでも電子的に行うことができる地方税電子申告システムを引き続き運用するとともに、自動車の保有関連手続きを一括して行うことができる自動車保有手続きワンストップサービス(OSS)システムの構築を進めます。

【具体的取組内容】

○電子申告システムの運用(継続)

- ・平成18年1月から運用開始しています。

○自動車保有手続きワンストップサービス(OSS)システムの構築

- ・平成20年10月の全面運用開始を目指し、システムの構築を委託します。
- ・今後のスケジュール
 - ・平成19年12月：システム入札
 - ・平成20年9月：システム構築完了
 - ・平成20年10月：システム運用開始

※OSS【one stop service】

自動車保有手続きに係る各種行政手続(検査、登録、保管場所証明、納税等)について電子的に1カ所もしくは1回の手続で提供するサービス。国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図ることができる。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・電子申告件数	件	目標	0	1,400	2,800	
		実績	(16年度)	6	250	—
		達成率		—	17.9%	—

3 入札・契約制度の改善

(1) 物品調達に係る電子調達システムの構築

一連番号	28
------	----

所管部課	出納局 総務事務センター
------	--------------

TEL	1060
-----	------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○物品供給業者の登録申請手続きの電子化や物品調達に係る一連の事務処理を効率的に行う電子調達システムを構築し、総務事務センターで一括集中処理します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・総務事務センター及び秋田地域振興局管内において、物品集中調達システムの運用を開始し、電子システムによる物品調達を推進するとともに、秋田を除く各地域振興局に対象範囲を拡大しました。

指 標 名 (指標式)	単位	目 標	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
				実績	達成率	
・電子入札契約割合	%	0	(16年度)	0	100	100
		実績		0	100	—
		達成率		—	100.0%	—

(2) 民間の技術力を活用した多様な入札・契約方式の推進

一連番号 29

所管部課	建設交通部 建設管理課 建設交通部 建設管理課 技術管理室	TEL	2426 2418
------	----------------------------------	-----	--------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 公共工事の品質確保とコスト縮減を図るとともに、技術力に優れた企業を育成するため、民間の技術力を積極的に活用することとし、VE方式及び設計・施工一括発注方式を本格実施するほか、総合評価落札方式を引き続き試行します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・VE方式及び設計・施工一括発注方式を引き続き試行し、うち設計・施工一括発注方式については本格実施に移行しました。
- ・総合評価落札方式を引き続き試行するとともに、秋田県総合評価落札方式運用ガイドラインの見直しを行いました。

■ 平成19年度の取組内容

- VE方式について本格実施に移行するとともに、設計・施工一括発注方式を本格実施します。
また、総合評価落札方式を引き続き試行します。

【具体的取組内容】

○ VE方式及び設計・施工一括発注方式の本格実施

- ・現在試行中のVE方式について、実施手続等を整備した上で、本格実施に移行します。
- ・設計・施工一括発注方式について、引き続き実施します。

○ 総合評価落札方式の試行 (継続)

- ・秋田県総合評価落札方式運用ガイドライン (平成17年度策定) に基づき、同方式による入札を引き続き計画的に実施します。

※VE (Value Engineering)方式：発注者の設計に比ベコスト縮減できる技術提案を採用する方式。入札段階で施工方法等の技術提案を審査して競争参加者を決定し入札を行う「入札時VE方式」と、契約後に技術提案によるコスト縮減額の一部を受注者に支払う前提で契約額の減額変更を行う「契約後VE方式」の2種がある。
 ※設計・施工一括発注方式：概略の仕様書等に基づき設計案を受け付け、価格競争により決定された落札者に設計と施工を一括して発注する方式。
 ※総合評価落札方式：発注者が求める技術提案内容と価格の両方を総合的に評価することにより落札者を決定する方式。

■ 市町村・民間等との連携

- 県内建設業者へ制度をPRし、積極的な技術提案を促します。
- 市町村に対し、総合評価落札方式等に関する説明会等を開催するとともに活用を支援します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・VE方式等適用工事割合 (VE方式等適用工事件数/4,000 万円以上の建設交通部発注工事件数)	目 標		5	10	20
	実 績	—	5.0	18.9	—
	達成率		100.0%	189.0%	—

(3) 建設工事における入札・契約の透明性・競争性の向上

一連番号 30

所管部課 建設交通部 建設管理課
建設交通部 建設管理課 技術管理室

TEL 2420

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 入札・契約情報の公表にあたっては、CALS/EC (公共事業支援総合情報システム) の入札情報サービスシステムを活用し、県民がより情報を入手しやすい環境を整備します。
- 簡易公募型指名競争入札の適用範囲の拡大や地域要件の緩和を段階的に実施するとともに、より競争性の高い一般競争入札の適用範囲の拡大を検討します。
- 建設工事、建設コンサルタント業務の電子入札を段階的に拡大実施します。

■ 平成18年度の実績

- ・条件付き一般競争入札を平成19年度から導入することとしました。
- ・また、地域要件の緩和については、実施を延期することとしました。
- ・電子入札、CALS/EC (入札情報サービス) の適用範囲を拡大しました。

■ 平成19年度の実績

- 条件付き一般競争入札の適用範囲を平成20年度から拡大するため、関係要綱等の整備を行うとともに、建設業者に対し改正内容の周知を図ります。
- ・また、地域要件の緩和については、実施時期の検討を行います。
- ・電子入札の全面実施を行います。

【具体的取組内容】

○条件付き一般競争入札の拡大

- ・請負対応額4千万円未満の工事について、平成20年度から、現在の指名競争入札から条件付き一般競争入札に移行することとし、関係要綱等の整備を行うとともに、建設業者に対し改正内容の周知を図ります。

○4千万円以上1億円未満の工事の地域要件の緩和

- ・請負対応額4千万円以上1億円未満の工事について適用する地域要件を現在の8地域振興局単位から県内3ブロック (県北、中央、県南) 単位に拡大することについて、県内建設業の経営環境の変化等を見極めながら、実施時期の検討を行います。

○電子入札の全面実施 (4月～)

- ・発注部局については、建設交通部、農林水産部から警察本部、教育庁を含むすべての県の機関に拡大します。
- ・入札契約方式については、競争入札方式から随意契約を含むすべてに拡大します。

○CALS/EC (入札情報サービス) の本運用

- ・CALS/EC対象の発注部局を、建設交通部、農林水産部から警察本部、教育庁を含むすべての県の機関に拡大する。

※CALS/EC：情報を電子化し、インターネットを活用して公共事業に関連する多くのデータベースを連携して使うことのできる「公共事業支援総合情報システム」。

■ 市町村・民間等との連携

- 電子入札システムの市町村との共同利用を図るため、秋田県電子入札共同利用連絡協議会において検討を行います。

指標名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・電子入札実施率 (電子入札実施件数/全入札件数×100)	%	目標	5	25	100
		実績	10.6	63.6	—
		達成率	212.0%	254.4%	—

Ⅲ 市町村の自立的・主体的行政の促進

1 市町村の自立に向けたサポート

(1) 市町村への事務権限移譲の推進

一連番号 31

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 個性的な地域づくりの推進、住民サービスの向上、市町村事務の一元化、市町村合併への対応の視点のもとに、市町村が処理することが適当な事務で移譲に適したものはできる限り移譲し、市町村が自立的・主体的に地域づくりを展開するとともに、県民が総合的な行政サービスを受けることができるよう、市町村をサポートします。なお、移譲は対象事務をメニューとして提示し、市町村の申し入れにより、段階的に実施します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・平成17年度以降新たに移譲するとした78項目のうち、67項目の移譲を実現しました。
- ・平成19年度に向け、新たに10項目を移譲項目として追加しました。

■ 平成19年度の取組内容

- さらなる市町村の受入れの促進を図るとともに、移譲項目の充実・拡充を行い、市町村への権限移譲を拡大します。

【具体的取組内容】

○移譲項目の充実・拡充

- ・平成18年度に新規移譲項目の候補として挙げた事務について、速やかに条例化を目指します。

○市町村への受入促進

- ・市町村の受け入れを促進するため、合同研究会を開催し、権限内容の周知や受入れ体制の整備などについて検討します。(3市程度を予定)
- ・市町村との担当者間でのやりとりだけでなく、県の権限を所管する課所の担当者においても、市町村を個別に訪問し、市町村の現場担当者に直接理解を求めます。

○受入市町村のサポート

- ・権限移譲の受入市町村に対し、人的、財政的、技術的支援を行い、事務の円滑な移行を図ります。

【サポート内容】

- ・県職員の派遣等
- ・交付金、補助金の交付
- ・サポート窓口の設置

○権限移譲に関するPRの実施

- ・手あげ、段階方式の移譲で市町村により対応が異なることから、県民が混乱しないよう十分なPRに努めます。

■ 市町村・民間等との連携

○市町村職員と県職員が連携し、相互に意見交換をしながら、移譲項目の拡大や受け入れの促進を図ります。

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 移譲権限数 (拡大メニュー)	項目	目 標	—	20	50	72
		実 績		56	67	—
		達成率		280.0%	134.0%	—

(2) 市町村への業務委託の推進

一連番号 32

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○道路の維持管理、除雪など県・市町村がそれぞれに実施している業務について、合併による市町村域の広域化、市町村への権限移譲などの視点を踏まえ、住民に最も身近な市町村が一体的に実施することにより、住民サービスの向上や業務の効率化につながる県業務の市町村への委託を推進します。

■ 平成18年度の取組結果

・住民サービスの向上や業務の効率化につながる県の業務について検討を行い、市町村への業務委託を実施しました(県道除雪の委託)。

■ 平成19年度の取組内容

■道路の維持管理、除雪など県・市町村がそれぞれに実施している業務について、合併による市町村域の広域化、市町村への権限移譲などの視点を踏まえ、住民に最も身近な市町村が一体的に実施することにより、住民サービスの向上や業務の効率化につながることから、県業務の市町村への委託を推進します。

【具体的取組内容】

○各部局による対象業務の洗い出し

・各部局において、事務事業の見直し(スプリングレビュー)により対象業務の洗い出しを行ったうえ、庁内ヒアリングにより対象業務を選定します。

○選定業務について、市町村への委託条件等を検討

○対象業務の市町村への提示及び説明

・業務委託の趣旨・具体的な内容・事務手続き等について市町村に説明し、業務委託を促進します。

■ 市町村・民間等との連携

○選定した業務について、事前に市町村と協議します。

指標名(指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・委託対象業務数	項目	目標	-	-	2	4
		実績		-	1	-
		達成率		-	50.0%	-

指標名(指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・受け入れ市町村数	市町村	目標	-	-	3	13
		実績		-	14	-
		達成率		-	466.7%	-

(3) 市町村の新たなまちづくりへのサポート

一連番号 33

所管部課 総務企画部 市町村課

TEL 1231

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 合併市町村特例交付金による財政支援、合併後の建設計画における県事業の着実な推進、「合併支援プラン」に基づく支援など、合併市町村の新たなまちづくりをサポートします。また、合併しない自治体を含む各市町村における地域の資源を活用した特徴あるまちづくりに向けた取り組みに対し、その要請に基づき専門職員の派遣など必要なサポートを行います。

■ 平成18年度の取組結果

- ・地域の一体性の速やかな確立や活力に満ちた個性豊かな地域社会を実現するため、合併市町村の新たなまちづくりに対し、各種支援を行いました。

■ 平成19年度の取組内容

- 地域の一体性の速やかな確立や活力に満ちた地域社会の実現に向け、合併により誕生した新たな市・町を含む県内市町村の自立をサポートします。

【具体的取組内容】

○合併市町村への支援

- 合併市町村特例交付金の交付（9月、3月）
合併市町の新たなまちづくりに対し県単交付金を交付します。
（15合併市町に対し、総額23.6億円）
- 「市町村合併支援プラン」による支援策の実施
 - ・市制施行等による県から移管される事務の実施に係る支援
 - ・県から市町村への権限移譲
 - ・施設の他用途転用に係る柔軟な運用
 - ・市町村振興資金における特別措置貸付等の支援
 - ・許認可等の取扱いにおける規制緩和の推進
 - ・国庫補助事業及び県単独事業の適切な実施 等
- まちづくり計画のフォローアップや情報提供等
 - ・新市町建設計画の進行管理等に対する助言等

○合併しない市町村への支援

- 市町村振興資金による無利子貸付（自立元気枠）
 - ・対象市町村 10市町村
 - ・対象事業 まちづくりに資するものとして各市町村が自主的に選定する次の事業等
 - ・自立計画に基づく事業
 - ・将来のまちづくりのために緊急に必要な事業
 - ・自立元気枠 原則10億円（1団体当たり1億円程度）
- 自立計画のフォローアップ

※合併市町村特例交付金：合併市町村のまちづくりを支援するため、平成16年度に条例により創設した県単独の交付金（旧市町村数に2億円を乗じた額を限度）。

※市町村合併支援プラン：市町村合併を支援するための各種の取り組みを定めたもの。

(4) 新設福祉事務所に対する支援

一連番号 34

所管部課 健康福祉部 福祉政策課

TEL 1313

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○市町村合併に伴い新たに福祉事務所を設置する新市に対し、要請に応じ生活保護担当職員などの専門職員を派遣するとともに、実務研修を実施するなど、人材養成を支援します。

■ 平成18年度の取組結果

・新市福祉事務所に対する県専門職員(査察指導員)を派遣するなど、新設福祉事務所に対する支援を行いました。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 専門職員の派遣数 (新市に対する生活保護等職員の派遣者数)	人	目 標	4	2	0
		実 績	4	3	—
		達成率	100.0%	150.0%	—

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 受け入れ実務研修者数 (合併前に町村職員に対する実務研修者数)	人	目 標	6	0	0
		実 績	9	0	—
		達成率	150.0%	—	—

(5) 協働による個人住民税の収入確保

一連番号 35

所管部課 総務企画部 税務課

TEL 1123

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 市町村が徴収している個人住民税(県・市町村)の未収金解消に向け、県の直接徴収の実施、県と市町村税務職員の交流、滞納整理のための一部事務組合の創設など、収入率向上のための取組を市町村との協働により推進します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・個人住民税の収入率向上に向けて、市町村との連携・協力体制をより実効性のあるものにするための具体策を検討し、実施しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 個人住民税の収入率の向上に向け、引き続き市町村との連携・協力体制をより実効性のあるものにするための具体的な取組を進めます。

【具体的取組内容】

○市町村との連携・協力

- ・現在、一部の市町村で実施している、共同文書催告・合同徴収・合同の滞納処分等の研修会・個別滞納事案の協議については、充実・強化し引続き実施します。

○県による直接徴収の実施

- ・大口・特殊滞納事案について市町村と協議し、県による直接徴収を実施します。

○県と市町村税務職員の人事交流・併任等

- ・県と市町村税務職員の人事交流・併任等について市町村と協議し、実施します。

【スケジュール】

- ・各地域振興局において、市町村と実施時期等の調整を図りながら実施します。

■ 市町村・民間等との連携

- 市町村と協議し、連携を十分に確保しながら進めていきます。

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・個人県民税収入率	%	目 標	93.25	93.80	94.50	95.00
		実 績	(15年度)	92.76	93.23	
		達成率		98.9%	98.7%	

2 広域自治体の将来像に関する県民合意の形成促進

(1) 北東北3県等の連携の推進

一連番号 36

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1085

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○北東北3県等が抱える共通の政策課題の解決を図るため、引き続き各道県が連携した広域的な取組を進め、広域連携の実績を積み重ねていきます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・本県が開催幹事県となった、第10回北海道・北東北知事サミットでは4道県の共通課題に対する取組み策を協議し、北東北広域連携推進協議会では官民協働で広域連携活動を推進しました。
- ・環島海イベントを開催するなど、秋田・山形県際間の連携を推進しました。

■ 平成19年度の取組内容

■北東北のグランドデザインの実現に向けて検討を進めるとともに、北東北広域連携推進協議会での広域連携活動を推進します。

【具体的取組内容】

○北東北広域政策推進会議での3県連携施策の推進

- ・知事サミット合意事項等に基づき、3県共同の取組みを推進します。3県連携施策の推進に当たっては、「北東北のグランドデザイン」を参考とし、できるだけ施策に反映させるように検討を進めます。

○北東北広域連携推進協議会での連携推進活動

- ・広域連携に関する情報収集・発信に重点を置き、より効果的に、官民協働による広域連携活動を推進します。また、北東北3県の女性を中心とするネットワーク構築について、引き続き推進します。その他、同協議会のこれまでの活動の成果を検証し、今後の広域連携のあり方に関する検討等に生かしていきます。

○秋田・山形県連携の推進

- ・引き続き、観光を中心とした県際間連携事業を実施するとともに、秋田県と山形県に共通する具体的な課題について情報交換をして、連携の可能性について検討します。

■ 市町村・民間等との連携

○北東北広域連携推進協議会は官民協働の組織として、行政のほか民間からの運営委員、会員等により構成されており、同協議会での活動を通じて、民間と行政の連携を図っていきます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・他道県との広域連携事業数	目 標	59	60	62	64
	事 業	(15年度)	63	73	—
	達成率		105.0%	117.7%	—

(2) 道州制を含む広域行政論議の促進

一連番号 37

所管部課 知事公室 分権改革推進室

TEL 1086

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 広域連携の観点から北東北3県の将来の姿を描く「北東北のグランドデザイン」や「第28次地方制度調査会最終報告」等その時々タイムリーな報告書等を素材として、国の動きを見極めながら道州制を含めた広域行政等について県民と議論を行います。

■ 平成18年度の実績

- ・広域連携の観点から北東北3県の将来を描く「北東北のグランドデザイン」や「第28次地方制度調査会最終報告」等を素材として、道州制を含めた広域行政等について、県民と意見交換を実施しました。

■ 平成19年度の実績

- フォーラムの開催や各種団体・県民等の意見交換会などを通じて、道州制を含む広域行政に対する関心の浸透を図ります。

【具体的取組内容】

○県民フォーラムの開催

- ・道州制を含む新たな広域自治体のあり方について、広く県民に考えてもらう機会を提供するためにフォーラムを開催します。

○道州制ビジョン懇話会の開催(4月～)

- ・道州制の導入で「産業や社会生活がどのように変化し、どのような効果が期待されるか」を県民に伝えるためのイメージをまとめます。

○情報提供と意見募集

- ・県のホームページ等を活用して、広域行政等について情報提供を行うとともに県民の意見を募集します。(随時)

■ 市町村・民間等との連携

- 市町村合併後の広域行政のあり方について、基礎自治体である市町村や県民一人ひとりが自らの問題として考えてもらうことができるよう働きかけていきます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 討論会等参加者数	人	目 標	300	500	700
		実 績	400	412	—
		達成率	133.3%	82.4%	—

IV 分権型行政運営システムの整備

1 知事部局の組織の再編・見直し

(1) 知事公室の新設

一連番号 38

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 急激に変化する社会経済情勢に対応し、新たな取り組むべき課題の研究と情報発信、危機管理、地方分権の推進等について、関係部局との調整を図りながら施策実現のスピードアップを図るため、知事直結の知事公室を新設します。

■ 取組結果

- ・知事直轄の知事公室を新設しました。(17年5月)

(2) 学術国際部の新設

一連番号 39

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 次代を担う個性や創造力豊かな人材の育成、各産業分野の持続的な発展を支える科学技術の振興と研究成果の更なる有効活用を図るため、学術国際部を新設します。

■ 取組結果

- ・学術国際部を新設しました。(17年5月)

(3) 総務部と企画振興部の統合

一連番号 40

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 総務事務の集中化・IT化により、内部管理事務の省力化を進め、大幅な人員と経費の削減を図ります。
- 併せて、知事公室の新設、学術国際部の新設によりスリム化する総務部と企画振興部を統合し総務企画部とします。

■ 取組結果

- ・総務部と企画振興部を統合し総務企画部を設置しました。(17年5月)
- ・総務事務の集中化・IT化により、内部管理事務の省力化を進め、大幅な人員と経費の削減を図りました。(17年7月～)

(4) 新たな政策課題に対応する組織体制整備（本庁）

一連番号 41

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○地方分権をはじめ、県民運動の推進、公共のインフラ整備など、部局横断的な重点施策を効果的・効率的に推進する組織体制を整備します。

■ 平成18年度の実績

・県の重点施策を効果的・効率的に推進する組織体制を整備しました。

■ 平成19年度の実績

■県の重点施策を効果的・効率的に推進する組織体制を引き続き整備します。

【具体的取組内容】

○県の重点施策を効果的・効率的に推進するための課の再編・新設等（4月）

- ・情報公開センター（知事公室）の設置（情報公開課の再編）
- ・県立病院改革推進室（健康福祉部）の新設
- ・安全・安心まちづくり推進課（生活環境文化部）の新設

○チーム21の設置（4月）

- ・菜の花バイオエネルギーチーム（生活環境文化部）
 - ・食彩あきた推進チーム（産業経済労働部）
- ※継続チーム：保健医療IT化推進チーム（健康福祉部）

(5) 新たな政策課題に対応する組織体制整備（地方機関）

一連番号 42

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 （プログラムに掲げる目標）

○市町村合併の進展等に伴い、市町村のサポート、県の専門体制の強化など、地域振興局及び各地方機関の組織体制を整備します。

■ 平成18年度の取組結果

・市町村合併の進展に対応した地域振興局や地方機関の組織体制を整備するとともに、東京事務所の体制を強化しました。

■ 平成19年度の取組内容

■市町村合併の進展に対応した地域振興局や地方機関の組織体制を整備するとともに、東京事務所の体制を強化します。

【具体的取組内容】

- 地域振興局の機能強化、サービスの効率化（4月）
 - ・北秋田及び仙北地域振興局の県税課の県税部への昇格
 - ・本庁・地域振興局間の共有サーバーの整備による情報共有化
- 東京事務所の体制強化（4月）
 - ・産業情報課にマーケティング支援班を設置
- 農林水産技術センターの業務集約化（4月）
 - ・農業試験場の経営計画部を廃止し、農林水産技術センター企画経営室にマーケティング業務を集約
 - ・農林水産技術センターに総務管理室を設置
- 地域振興局の統合・再編の検討
 - ・今後の統合・再編に向けた基本方針を示したマスタープランの策定（3月）

(6) 企業局の廃止、知事部局への編入

一連番号 43

所管部課 産業経済労働部 公営企業課

TEL 5012

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 公営企業経営の健全化を目指した『秋田県公営企業改革方針』に基づき、平成18年度に知事部局に編入し、公営企業全般にわたる経営改善・合理化に向けた改革を推進します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・「新たな視点に立った組織体制の見直し」と「効率的な企業経営の推進による足腰の強い財務体質の構築」を目指し、『秋田県公営企業改革方針』（平成16年3月策定）に基づき、企業局を廃止し、1課体制で知事部局に編入するとともに、平成18年3月に策定した『秋田県公営企業中期経営計画』などに基づき、公営企業全般にわたる改革に取り組みました。

■ 平成19年度の取組内容

- 『効率的な企業経営の推進による足腰の強い財務体質の構築』を目指し、『秋田県公営企業中期経営計画』（平成18年3月策定）に基づき、経営基盤強化のための取組を進めます。

【具体的取組内容】

- 電気事業の事務所体制の検証
 - ・電気事業の将来構想に向け、平成18年度からスタートした3発電事務所体制での監視・管理について検証を行います。
- 工業用水道事業の包括的外部委託の実施
 - ・工業用水道施設の管理運営業務を指定管理者に行わせませす。
- 事業設備の修繕改良
 - ・発電事業を安定的に継続するため、省力化等も加味した老朽化設備の更新工事等を計画的に進め、電力の安定供給に努めます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 職員数	人	目 標	122	109	109
		実 績	120	110	—
		達成率	120.0%	95.7%	—

2 知事部局以外の機関の改革

(1) 教育委員会

一連番号 44

所管部課 教育庁 総務課

TEL 5112

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○少子化の進行による幼児児童生徒の減少や厳しい財政状況を踏まえ、教職員数の縮減、市町村立小・中学校の統合支援、県立高校の統合再編の検討、学校事務センター化等に取り組むなど、コスト縮減や学校経営の効率化を図ります。

また、社会経済情勢がどのように変化しても、教育水準を維持・向上させていくため、任期付教員の配置や学校どうしの連携等による学校組織の機能強化を図ります。

■ 平成18年度の取組結果

- ・児童生徒数の減少に対応するとともに、効率的な学校運営を推進するため、非常勤職員や臨時的任用職員の活用、派遣教員の縮小、学校の統合を支援すること等により、教職員定数の縮減を図りました。

■ 平成19年度の取組内容

- 児童生徒数の減少に対応するとともに、一層効率的な学校運営を推進するため、非常勤職員や臨時的任用職員の活用、派遣教員の縮小、学校の統合を支援すること等により、教職員定数の縮減を図ります。

教員の年齢構成の極端なアンバランスを解消するため、受験年齢を引き下げます。

【具体的取組内容】

○退職者の補充抑制

- ・特別支援学校における寄宿舎指導員、高等学校における一部の実習助手及び技能技師については退職不補充とするとともに、教員についても臨時講師を活用するなど、新規採用を抑制します。

◇退職・採用の状況

- ・平成18年度末退職者数

小・中学校 131人 高等学校 89人 特殊教育学校 16人 計 236人

- ・平成19年度新規採用者数

小・中学校 41人 高等学校 40人 特別支援学校 17人 計 98人

○派遣教員の縮小

- ・市町村に派遣している社会教育主事及びスポーツ主事の派遣人員を縮小します。
 - ・社会教育主事 △6人 (12人→6人)
 - ・スポーツ主事 △2人 (15人→13人)

○学校統合の支援

- ・平成20年度統合予定校に対し、統合校への円滑な移行ができるよう事前の事務処理に必要な人的措置等を行う市町村を支援します。

◇平成19年度支援予定地区 (平成20年度統合) 12地区19校減

- ・鹿角市 (中滝小)
- ・大館市 (山田小、越山小、岩野目小)
- ・藤里町 (米田小)
- ・能代市 (日影小、仁鮎小、富根小、切石小)
- ・八峰町 (岩館小、観海小)
- ・仙北市 (角館東小、西長野小)
- ・大仙市 (荒川小、稲沢小、峰吉川小、船岡小、淀川小、小種小)
- ・横手市 (大沢小、十文字西中)

○教員採用制度の見直し

- ・若い優秀な教員を少しでも多く採用し、年齢構成の極端なアンバランスを、解消するため、現行の受験年齢上限39歳を19年度は35歳に引き下げます。

(参考) 20代の全校種平均 3.6%、うち小学校 1.2% (17年度末現在)

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

○県が一定の支援をすることにより、市町村が独自に指導主事を配置する事例が出てきており、学校教育推進の具体的事項を所掌する市町村が、教育課程及び学習指導等を適切に管理・執行していくため、こうした動きが拡大することを期待しています。また、これにより、教育事務所の見直しを具体化させます。

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・教職員定数 達成率 = (基準年度定数 - 当該年度実績定数) / (基準年度定数 - 当該年度目標定数) × 100	人	目 標	11,397 (16年度)	11,143	10,940	10,778
		実 績		11,218	11,047	—
		達成率		70.5%	76.6%	—

(2) 警察本部

一連番号 45

所管部課 警察本部 警務課

TEL 2938

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○限られた人員を効率的に活用し、全県にわたる初動体制、夜間体制及び機動力を強化するため、警察組織を再編整備し、治安情勢の変化に的確に対処できる体制を構築します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・地域住民による自主的な地域安全活動が活発化し、防犯意識の高揚が図られ、刑法犯認知件数が大幅に減少しました。
- ・違法駐車車両の確認と標章の取付に関する事務を一部民間委託しました。

■ 平成19年度の取組内容

■ 交番・駐在所と町内会等の連携を強化し、地域が一体となった地域安全活動を行う地域安全ネットワークは、運用開始後3年目を迎え、今後は情報連絡と活動支援の推進により安全部会（町内会等）の活動を活発化するとともに、活動拠点の整備・活用をより一層推進することにより、地域住民による自主的な地域安全活動の活発化を図り、犯罪が起りにくい安全で安心なまちづくりを促進します。

【具体的取組内容】

○地域安全活動の促進

・情報発信活動

地域住民による自主的な地域安全活動に資するため、犯罪の発生状況、警戒情報、地域安全活動取組情報等を回覧板等町内会の連絡網やインターネットの活用などによって地域住民に発信します。

・要望把握活動

町内会の会合等に積極的に参加することにより、住民の要望を把握し、今後の施策に反映させます。

・支援活動

警察署ごとに、管内の町内会役員やボランティア団体代表者等を対象とした「地域安全ネットワークリーダー研修会」を開催し、自主的な地域安全活動に関するノウハウを提供し、リーダー及び後継者の育成を図るとともに、安全部会（町内会等）による自主的な地域安全活動に対する積極的な活動支援を行うことにより活動の充実、活発化を図ります。

・拠点活動

全県の小学校区ごとに2か所ずつ設置を進めている「地域安全ステーション」を拠点とした地域安全活動を推進します。

【スケジュール】

- ・情報発信活動の実施 : 既に実施中であるが、今後Eメールによる情報発信などにより充実を図る予定
- ・地域安全ネットワークリーダー研修会の開催 : 5月から実施予定
- ・地域安全ステーション表示板の設置 : 6月から実施予定

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

- 市町村に期待する役割
 - ・住民と連携した地域安全パトロールの実施
 - ・地域安全活動の拠点として公民館やコミュニティセンターの提供
 - ・地域安全パトロールに使用する「青色回転灯」装備車両の提供
- 民間に期待する役割
 - ・地域住民による自主的な地域安全活動への参加と支援

指 標 名 (指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度	
・ 刑法犯認知件数 (暦年)	件	目 標	9,565	9,000件台	8,500件台	8,500件台
		実 績	(16年度)	8,604	7,571	—
		達成率		104.6%	112.3%	—

※ 刑法犯認知件数については、平成18年度及び19年度も9,000件台という目標を設定していましたが、平成17年度の実績が8,604件と目標を達成できたこと、また平成18年度からの「あきた21総合計画第3期実施計画」においては8,500件台と目標を設定していることから、整合を図るために、目標を8,500件台に上方修正しました。

(3) 各種行政委員会

一連番号 46

所管部課 各種行政委員会

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局について、総務事務のIT化等を踏まえ、組織の見直しなどによりスリムで効率的な組織体制に再編します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・総務事務の見直し（公用車の廃止）により、運転職員を1名削減しました。（4月）
- ・監査に対する社会要請の高まりにより、2名の増員がありました。（4月）
（監査委員事務局）

指 標 名 (指標式)	単 位	基 準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・事務局職員数	人	目 標	42	41	41
		実 績	42	44	—
		達成率	100.0%	66.7%	—

(4) 県議会事務局

一連番号 47

所管部課 県議会事務局

TEL 2112

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○地方分権の進展や県の厳しい財政状況など社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、議会の役割である「行政監視機能」、「政策提言」、「開かれた議会」の推進を目指し、より一層サポート機能の充実に努めます。

特に、県民ニーズを踏まえた政策提言等を行うためには、広聴活動の更なる充実が求められていることから、その内容、手法について検討し、実施します。

また、分権時代に即応した議会運営や議員会館のあり方など議会の諸改革について協議機関の検討に付するほか、総務事務のIT化等を含め、効果的・効率的な事務執行を行うための職員配置に取り組みます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・事務局業務の見直しを行い、事務職員1名を削減しました。
- ・議会ホームページを通じ県民からの意見募集を実施したほか、県民と直接対話をし、県民の意見を議会活動に反映させました。

■ 平成19年度の取組内容

■「議会改革に関する最終報告書」に沿った諸改革を実施するとともに、事務局業務を効果的・効率的に推進するため運転業務職員の非常勤化を図ります。

また、議会ホームページを通じた意見募集及び常任委員会県内調査において県民と意見交換を行うなど県民との対話に努めます。

【具体的取組内容】

○諸改革の推進

- ・予算特別委員会の設置
- ・議員会館宿直委託の廃止

○要望・意見募集システムの構築等

- ・議会ホームページ上で意見募集
- ・県民との意見交換会の開催

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・事務局職員数	人	目 標	34	33	32
		実 績	34	33	—
		達成率	100.0%	100.0%	—

3 公設試験研究機関の改革

(1) 柔軟で機動的な試験研究の推進

一連番号 48

所管部課 学術国際部 試験研究推進課

TEL 1266

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○公設試験研究機関が地域における科学技術振興や産業振興の担い手としての機能を十分発揮するため、①各産業構造の変化に対応し得る体制への改革、②県民ニーズに直結した研究分野への重点化・特定化、③行財政状況を踏まえた予算・人事等の管理体制の刷新などの取り組みを進めます。

■ 平成18年度の実績

- ・効率的で横断的な研究運営と研究機能向上を図るため、公設試験研究機関の組織再編をするとともに、試験研究・研究開発関連予算の重点化、効率的執行を図るため、研究課題を絞り込み、研究資源の配分を行いました。

■ 平成19年度の実績

■効率的で横断的な研究運営図りながら、県民に役立つ研究分野への効率的な研究資源の配分を行います。また、公設試験研究機関の地方独立行政法人化の適否の検討、人事交流の拡大についての検討、検査業務の民間委託を進めます。

【具体的取組内容】

○独法化の適否の検討（4月）

- ・独法化の導入について、具体的なモデルケースを設定し検討します。

○検査業務の民間委託（4月）

- ・検査依頼業務課との協議により、検査業務の民間委託を推進し、検査業務の一部について廃止します。

○人事交流

- ・北東北三県の研究員の人事交流を継続して実施するとともに、新たな人事交流の拡大について検討します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・公設試連携研究テーマ数 (新規事業数)	件	目標	3	3	3
		実績	6	4	—
		達成率	200.0%	133.3%	—

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・産学官共同研究プロジェクト数 (新規事業数)	件	目標	2	3	3
		実績	5	5	—
		達成率	250.0%	166.7%	—

(2) 脳血管研究センターの研究評価システムの充実

一連番号 49

所管部課 学術国際部 試験研究推進課

TEL 1267

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○脳研の研究に対する説明責任の徹底、競争的で開かれた研究環境の整備、研究予算の効率的な運用を目的に、平成16年度から導入した脳研センター研究評価システムの定着を図るとともに、政策評価条例に基づく評価制度への移行を推進します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・政策評価条例に基づく研究課題評価を試行実施するとともに、評価結果、実施状況等を踏まえて、必要に応じて評価制度の改善を実施しました。

■ 平成19年度の取組内容

■政策評価制度に基づく評価の本格実施をするとともに、評価結果の検討と改善への取組を推進します。

【具体的取組内容】

○研究課題評価の実施（4月～11月）

- ・18年度の試行実施を踏まえて、「平成19年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画」を策定し、19年度から政策評価条例に基づく研究課題評価を本格実施します。

○評価結果、実施状況等の検討と改善取組の推進（11月～3月）

- ・評価結果、実施状況等を踏まえて、必要に応じて、評価制度の改善を検討し、次年度以降の評価制度に反映させます。

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・外部資金導入件数 (各年度における主研究者として導入した国レベルの外部資金の件数)	件	目 標	3	6	8	10
		実 績	(15年度)	9	5	—
		達成率		150.0%	62.5%	—

4 地方独立行政法人化への取組

(1) 脳研 リハセンの独法化 地方公営企業法の全部適用の検討

一連番号 50

所管部課 健康福祉部 医務薬事課

TEL 1404

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センターについて、県民医療における機能・役割を踏まえた高度・専門的な医療サービスの安定的な提供に向けて、地方独立行政法人化、地方公営企業法の全部適用の適否など、自立的・効率的な運営体制のあり方を検討します。

■ 平成18年度の実施結果

- ・脳血管研究センターとリハビリテーション・精神医療センターの組織形態について、地方独立行政法人化とする方針を決定しました。(3月)

■ 平成19年度の実施内容

■健康福祉部に県立病院改革推進室を設置して、地方独立行政法人化による自立的・効率的な運営体制の具体化に向けた検討を進めます。

※地方独立行政法人：公共上の見地から確実に実施する必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがある事務事業を効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人（「地方独立行政法人法」(H16.4.1 施行)）。同法人は、地方公共団体と別組織であり、現場の自主性・自立性を高めて行政運営の透明化・自己責任化を図るとともに、業務の効率的な実施を目指している。同法人のうち大学の設置及び管理を行う法人は「公立大学法人」の名称を用いる。
※地方公営企業法の全部適用：地方公共団体の経営する病院事業については、地方公営企業法の財務に関する規定については当然に適用されることとなっているが、組織、職員の身分に関する規定は、条例に定めるところにより適用することができる」とされており、これを「地方公営企業法の全部適用」という。

(2) 県立大学の公立大学法人化

一連番号 51

所管部課 学術国際部 科学技術課

TEL 1265

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○平成18年度を目途に、新たな公立大学法人を設立し、秋田県立大学の設置及び管理を当該法人に行わせるとともに、生物資源科学部に新学科（アグリビジネス学科）を設置します。

■ 平成18年度の実施結果

- ・秋田県立大学について、自主的・弾力的な業務運営を推進し、これまで以上に効率的で適切な教育サービス等の提供を図るため、新たに公立大学法人秋田県立大学を設立し、その設置及び管理を同法人に行わせるとともに、生物資源科学部にアグリビジネス学科を設置し、実践的な生産技術と経営・マネジメント能力を有した人材の育成を進めました。(18年4月)

5 職員の政策形成能力の向上

(1) 人事評価による効果的な人材の育成と活用

一連番号 52

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1044

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○職員の仕事をよりの確に把握し評価できるよう、評価者となる管理監督職員のマネジメント能力や評価能力を向上させ、人事評価制度の効果的運用を図ります。また、業務遂行に対する職員の意欲を高めるため、評価結果を人事配置や昇任、昇給等に反映させます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・これまでの人事評価実施状況を踏まえ、評価項目等を見直すとともに、部・次長級職員については、評価結果の給与反映を開始しました。また、評価の公正性を確保するため、評価者研修を引き続き実施しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 部・次長級職員を対象に実施した評価結果の給与反映について、対象範囲を課長級職員まで拡大するとともに、引き続き評価項目の見直しも行います。

【具体的取組内容】

○給与反映の対象範囲の拡大

- ・課長級職員まで評価結果の給与反映の対象を拡大します。

○評価結果の調整方法の決定（6月～9月）

- ・新規に給与反映の対象となる職員の人事評価の評価期間を改めるとともに、複数の評価者間の評価結果の調整方法を決定します。

(2) 職員の自己啓発の促進と研修の充実

一連番号 53

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1044

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 人事評価の前提となる「目標による管理」を定着させるため、職場研修、自治研修所研修を通じて、その習得のための研修を重点的に実施します。
- また、職員に求められている「県民ニーズに対応し、複雑・高度化する政策課題を創造的に解決する能力」を高めるため、人事評価制度の活用と併せて、政策形成能力向上のための研修を実施するとともに、職員自らが将来経験したい仕事について、目標を設定し能力開発に取り組むためのキャリア形成研修、女性職員の登用を見据えた女性職員の管理能力向上のための研修を充実します。
さらに、IT技術を活用し、職場や自宅で必要なときに学習できる「eラーニング」の導入を目指します。
- 先進的な行政手法や経営感覚、幅広い視野を身につけるため、中央官庁、民間企業、海外への研修派遣を充実するとともに、他の地方公共団体等との人事交流を進めます。
- 語学検定試験、公的資格取得、大学の科目履修、学会等への参加、海外での見聞を広げる活動など職員の自己啓発活動への参加を奨励するとともに、職務免除や休業制度を活用したサポートを行います。

■ 平成18年度の実施結果

- ・ eラーニングによるOA研修を情報企画課において、先行導入するとともに、拡充に向け関係各機関が協議し、導入にあたっての課題を洗い出し、解決のための方策を検討しました。

■ 平成19年度の実施内容

- 「eラーニング」によるOA研修を引き続き実施するとともに、人材育成の観点から新たなeラーニングのコンテンツを作成、提供します。

【具体的取組内容】

- eラーニングによるOA研修
 - ・ 18年度実施結果を踏まえ、引き続きeラーニングによるOA研修を実施します。また、他の機関で主催するeラーニングのうち有用なものについて、受講を奨励します。
- 新たなeラーニングのコンテンツの作成
 - ・ 自治研修所において、新たなeラーニングのコンテンツを作成、提供します。

6 庁内分権等の更なる推進

(1) 柔軟かつ機動的な人事の推進

一連番号 54

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1044

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 政策課題に柔軟かつ機動的に対応し、各部局の専門性を効率的に発揮するため、年度途中における部局内配置転換などの人事権限の部局への移譲を更に進めるとともに、専門的・裁量発揮職員を配置します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・各部局の専門性発揮による効率的な人事配置を可能にするとともに、人事配置作業に係る業務量の削減・時間短縮を実現するため、技術職員の人事配置に関する権限を各部局に移譲しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 技術職員の人事配置に関する権限の各部局への移譲について継続するとともに、施策の継続性の確保等のため必要な場合は通常の異動サイクルにとらわれず、業務の実情に応じた柔軟な人事異動を行います。

【具体的取組内容】

○各部局による技術職の人事配置（4月異動～）

- ・技術職の人事配置権限の各部局長への移譲を継続し、人事課においては事務職及び単純労務職の人事配置のみを行います。

○異動サイクルの柔軟な対応

- ・各種プロジェクト業務、特定課題への対応、県政の最前線で直接県民と接する業務等については、施策の継続性を保ち、現場主義をより徹底するため、通常の人事異動サイクルにとらわれることなく、業務の実情及び現場の要請に応じた柔軟な人事異動を行います。

○検査員の任免に関する専決権の地方機関の長等への一部移譲

- ・地域振興局を含む地方機関に配置されている検査員の任免に関する専決権について、本庁課・室長から地域振興局部長及び地方機関の長へ一部移譲します。

○各部局による育児休業の承認についての見直し

育児休業の承認に関する権限を18年度に各部局へ移譲する予定にしていたが、次の理由により現行のとおり人事課長承認とすることにしています。

- ・平成17年7月に導入された人事給与庶務システムにより、育児休業の承認についてペーパーレスでの処理が可能となり、効率的で迅速な事務処理体制が確立されていること。
- ・各部局に承認権限を移譲した場合においても、育児休業取得についての履歴書記載、給与上の事務処理及び手当金等に関する事務処理を人事課において行う必要があり、各部局から人事課に対し育児休業を承認したことについて別途報告を行う必要があること。

(2) 予算編成における部局の権限と責任の強化

一連番号 55

所管部課	総務企画部 総務企画部	財政課 総合政策課
------	----------------	--------------

TEL	1105 1216
-----	--------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 社会経済情勢の変化や県民ニーズに的確に対応した施策事業をスピーディかつ効果的に実施するため、施策の現場に最も近い各部局の権限と責任を拡大し、より実情に即して機動的に施策決定できる予算編成システムを確立します。
また、部局主体の予算編成に当たり、適切な事業選択の判断材料としている政策評価結果の更なる有効活用を図ります。

■ 平成18年度の取組結果

- ・ 現行の部局主体予算編成手法に対する庁内各部局の意向を把握し、成果、課題点を抽出したほか、将来の財源見通しを提示し、部局が主体となって予算の見直し方針を作成し、検討結果を19年度当初予算編成方針に反映しました。
- ・ 政策評価システムについて、職員の意識啓発を進めました。

■ 平成19年度の取組内容

- 施策事業をスピーディかつ効果的に実施するため15年度から導入している部局主体の予算編成方式について、これまでの取り組みを検証し、施策の現場に近い各部局の権限と責任をより拡大することにより、より機動的な予算の調製が可能な方式への改善を図ります。
また、各部局において適切な事業選択ができるよう、その判断材料となる政策評価システムが効果的に機能するよう職員の意識啓発等を進めます。

【具体的取組内容】

○ 現行予算編成手法の検証と改善

- ・ 現行の部局主体予算編成手法に対する庁内各部局等の意向を把握し、成果や課題点等を抽出します。
- ・ 必要に応じて、翌年度当初予算の編成に向けて改善を図ります。

○ 政策評価システムについての職員の意識啓発等

- ・ 各評価実施時期前に、評価毎の実務講習会を開催します。(5月、8月、9月)
- ・ 評価に対する職員の意識啓発のため、研修会を開催します。(7月)
- ・ 評価のスケジュール管理を徹底することにより、部局へのフィードバックをスピーディに行い、部局の予算編成に有効活用します。
- ・ 秋田県政策評価委員会において、県が実施した評価結果を調査審議します。(7月、10月、11月、2月の4回を予定)
- ・ 評価制度の充実に向けて調査検討を行います。

■ 市町村・民間等との連携 (期待する役割)

- 評価結果を県のホームページで公表し、その結果に対する県民の意見等をいただきながら、評価の実施や評価制度の充実に図っていきます。

7 危機管理体制の充実

(1) 危機管理体制の充実・強化

一連番号 56

所管部課 知事公室 総合防災課

TEL 4580

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 職員の24時間常駐態勢による初動対応能力の向上など県の危機管理体制の強化を図るとともに、職員の意識啓発や危機対応能力の向上に取り組みます。
- 危機管理業務に必要な知識・経験を有し、非常時における現場指揮の責務を十分に果たすことができる人材の育成を図ります。
- 簡易図上訓練「DIG」の開催・普及など県民と一体となった危機管理体制の充実・強化を図ります。

■ 平成18年度の取組結果

- ・ 新潟県中越地震等を教訓に防災上の諸課題について検討し、地域防災計画の修正作業に着手するとともに、マニュアル等の作成に取り組みました。
- ・ 危機発生時の情報収集を迅速に行うための24時間職員常駐態勢の充実・強化を図るとともに、職員の的確な対応力を向上させるためセミナーや訓練等を実施しました。
- ・ DIG訓練指導者を養成し、県民への普及・啓発活動を実施することにより、危機管理体制の充実・強化を図りました。

■ 平成19年度の取組内容

■ 新潟県中越地震等を教訓に、防災上の諸課題について検討し、マニュアル等を作成します。

また、危機発生時の情報収集を迅速に行うための24時間職員常駐態勢の充実・強化を図るとともに、職員の的確な対応力を向上させるためセミナーや訓練等を実施します。

さらに、DIG訓練指導者を養成し、県民への普及・啓発活動を実施することにより、危機管理体制の充実・強化を図ります。

【具体的取組内容】

○ 県体制の充実・強化

- 迅速な情報収集、初動態勢の整備
 - ・ 対象職員のさらなる拡大を検討し、24時間常駐態勢を充実・強化
- 危機管理専門員の設置
 - ・ 危機管理に関する専門職員を配置するため、養成研修を実施
- 職員の意識啓発、危機対応能力の向上
 - ・ 県の危機管理担当職員を対象とした研修・訓練の実施

○ 実践的対応マニュアル等の策定 (時期未定)

- ・ 通信・連絡体制の強化対策、避難所設置・運営、物資調達・供給対策等についての実施要領・マニュアルを策定します。

○ 県民と一体となった危機管理体制の充実・強化

- ・ 県・市町村職員、教職員、自主防災組織リーダー等を対象とした簡易図上訓練「DIG」を開催します。(7月～2月)

※DIG【Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)】

参加者が地図を囲み、避難場所や防災訓練施設、危険箇所や想定される被害状況など様々な条件を地図に落とし込み、危機対策の再確認を行う訓練のことで、地域を知り、ゲーム感覚で危機対応策を身につけることができます。

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

○市町村職員や自主防災組織リーダーのD I Gへの積極的な参加により、それぞれの組織における危機管理の指導者としての役割を担っていただきます。

指 標 名 (指標式)	単位	目 標	基準 (年度)	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度
				実 績		
・ D I G 訓練指導者数	人	20	(16年度)	145	270	405
		達成率		230	521	—
				158.6%	193.0%	—

(2) 国民の保護に関する計画の策定

一連番号 57

所管部課 知事公室 総合防災課

TEL 4562

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 国民の保護に関する計画を策定し、武力攻撃事態等や緊急対処事態において、県民の生命、身体及び財産を保護するための措置を総合的に講じることができる体制を構築します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・市町村国民保護計画の策定を推進するため、市町村へのブロック別説明会を開催するとともに、計画の事前相談や事前協議を実施しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 県国民保護計画に基づく、避難や救援等の措置に関する市町村の「国民の保護に関する計画」策定のための指導をし、市町村計画の協議を受けるとともに、県国民保護計画に基づき、対処能力向上のための訓練を実施します。

【具体的取組内容】

○市町村国民保護計画の協議

- ・県内市町村が策定する市町村国民保護計画策定のための助言・指導をし、協議を受け、その内容が県国民保護計画、指定行政機関の国民保護計画及び他の市町村国民保護計画との整合性がとれているかを審査します。

○県国民保護計画に基づく訓練の実施

- ・県国民保護計画に基づき、有事における実施体制の一つである県国民保護対策本部等を設置し、参集及び情報収集に関する図上訓練を実施します。

【スケジュール】

- ・ 4～5月 : 市町村国民保護計画策定のための助言・指導及び協議
- ・ 11月 : 図上訓練実施

■ 市町村・民間等との連携 (期待する役割)

- 県国民保護計画に基づき、避難、救援等に関する市町村計画策定のための助言・指導を行います。

指標名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・市町村計画の策定数	市町村	0	0	12	13
	目標	(16年度)	0	24	—
	実績 達成率		—	200.0%	—

※ 市町村合併により市町村数が変動しているため、目標数字を見直しました。

V 低コストで効率性の高い行政運営システムの確立

1 財政健全化の推進

(1) 目標設定による行政経費の縮減等

		一連番号	58
所管部課	知事公室 総務企画部	総務課 財政課	TEL 2084 1105

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 健全な財政基盤を確立し、さらにスリムで効率的な行政事務の遂行を図るため、行政経費の縮減目標を定め、その達成に向け、公共事業の重点化や見直しによる投資的経費の抑制、定員適正化計画の推進による人件費の抑制、補助金の見直しや事務事業のアウトソーシングなどを積極的に推進するとともに、県税の収入率の向上や未利用資産の処分の推進により、歳入の確保を図ります。

■ 平成18年度の取組結果

- ・スリムで効率的な行政運営を進めるため、職員定数等とあわせ職員給与費等庁費的経費等の縮減を図ったほか、県単補助金の見直し等を進めた。さらに、公の施設に指定管理者制度を導入することにより、委託料の削減を図りました。

■ 平成19年度の取組内容

- 定員適正化計画に基づく職員数の縮減等による人件費の縮減、庁費的経費の縮減、県単補助金の見直し、投資的経費の重点化による公共事業の見直しなどを引き続き推進するほか、県税の収入率の向上や未利用資産の処分の促進により歳入の確保を図ります。

【具体的取組内容】

○行政コストの縮減

- 定員適正化計画の推進：知事部局：4,089人(19.4.1見込み：△105人)
教職員：10,174人(19.4.1見込み：△131人)
- 職員給与等の縮減
 - ・人件費(19年度当初(一般会計ベース))163,937,696千円
(対前年：1,109,045千円、0.7%)
 - ※(人件費のうち退職手当 15,670,892千円)
- 庁費的経費等の縮減
 - ・臨時的任用職員の縮減：対前年 22,782千円、3.3%、△18人
- 公の施設への指定管理者制度の導入
 - ・委託料の縮減 一般財源削減額 209百万円(H17比削減額)
- 効率的なIT化の推進
 - ・IT調達の事前評価の実施 削減額 109,188千円、△10.6%

○施策事業の大胆な見直し

- 県単補助金廃止・終了(19年度当初)：32件(4億1百万円)
- 病院事業繰出金(19年度当初)：3,417,562千円
(対前年△110,371千円、△3.2%)

○歳入確保対策

- 個人県民税収入額(19年度当初)：24,700,000千円
(対前年比185.5%)
- 未利用資産の処分の推進(19年度当初)：462,780千円

2 IT活用による内部管理事務の効率化

(1) 総務事務ITシステム化の推進

一連番号 59

所管部課 出納局 総務事務センター

TEL 1060

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○内部管理事務プロセス改革基本計画に基づき、部局総務事務職員の一元化、電子決裁等IT化による事務処理の推進など、新業務システムの構築等を進めます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・職員出張支援システム、人事給与庶務システム、物品等調達支払管理システムを本格運用し、これら事務を総務事務センターで一括集中処理することにより事務の効率化と各部総務担当職員の削減を図りました。

■ 平成19年度の取組内容

- 県内旅費の支払事務を総務事務センターに一元化することにより、一層の事務の効率化を図ります。

【具体的取組内容】

○県内旅費の支払事務を総務事務センターに一元化（4月）

- ・各地域振興局で行っているシステムで処理する県内旅費の支払事務を、県外旅費と同様に総務事務センターで一元的に処理します。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・総務事務担当職員数	人	目標	343	200	200
		実績	343	264	—
		達成率	100.0%	62.4%	—

(2) 電子決裁システムの利用拡大

一連番号 60

所管部課 知事公室 情報公開センター
出納局 総務事務センター

TEL 1071
1060

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○総務事務のIT化に伴い導入される電子決裁システムの適用業務の拡大を図るとともに、総合的な文書管理システムの導入についても検討します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・ 共通経費の支払及び物品調達事務については、要求課及び総務事務センター並びに地域振興局が電子決裁システムを利用し本格運用するとともに、総合文書管理システムについては、総務課内に検討会を設置し、現行のシステムについて分析等を行いました。

■ 平成19年度の取組内容

■ 総合文書管理システムについては、18年度の検討状況を踏まえ、総合文書管理システム基本構想について検討します。

【具体的取組内容】

- 総合文書管理システムの検討 (4月～)
- ・ 総合文書管理システムについては、情報公開センター内に検討会を設置して、現行文書事務の問題点の改善策を検討するとともに、基本構想について検討します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 電子決裁導入業務数	業務	目 標	4	7	9
		実 績	4	9	—
		達成率	100.0%	128.6%	—

3 公共事業の効率化とコスト縮減の推進

(1) 県独自の計画・設計仕様（秋田スペック）の拡充

一連番号 61

所管部課

農林水産部 農林政策課
建設交通部 建設管理課 技術管理室

TEL

1723
2418

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○地域の実情にあった効果的な公共事業を推進するため、県独自の計画・設計仕様等の適用工種の拡大を図ります。

■ 平成18年度の取組結果

・秋田スペックの拡充のための体制を整備し、取組事例集を追加・編集するとともに、その趣旨と内容を周知し、具体の工事への適用を進めました。

■ 平成19年度の取組内容

■秋田スペックの拡充のため、引き続き取組事例集に新たな事例を追加していくとともに、その趣旨と内容を周知し、工事への適用を更に進めます。

【具体的取組内容】

- 年度当初に1千万円以上の工事の発注予定件数を把握（4月）
- 秋田スペック適用工事割合を50%以上となるよう計画を策定（4月）
- 発注状況についての進行管理
- 秋田スペックの適用工種を拡大
- 適用事例集の編集（4月～12月）

※秋田スペック(Akita Specification)：県独自の創意による計画・設計仕様を視野に入れ、より合理的で効率的な事業執行に努めます。業務においては、「地域に適合する（秋田の風土に相応しい）ものづくり」に視点をあて、次の事項を基本として最適な社会資本整備に努めます。

- ・地域にとっての最適条件
- ・コスト縮減
- ・地域の活性化
- ・環境、自然との調和
- ・自己決定、自己責任

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

○市町村や設計業者等にも秋田スペックの考え方や事例を周知することで、効果がより現れるようにするとともに、市町村事業にも適用するよう働きかける。

【農林水産部】

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・秋田スペックの適用工事割合 (適用工事件数/設計額1千万円以上の工事件数×100)	%	目 標	—	20	30	50
		実 績		26.3	34.9	—
		達成率		131.5%	116.3%	—

【建設交通部】

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・秋田スペックの適用工事割合 (適用工事件数/設計額1千万円以上の工事件数×100)	%	目 標	—	20	30	50
		実 績		25.0	33.6	—
		達成率		125.0%	112.0%	—

【全体集計】

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・秋田スペックの適用工事割合 (適用工事件数/設計額1千万円以上の工事件数×100)	%	目 標	—	20	30	50
		実 績		25.5	34.1	—
		達成率		127.5%	113.7%	—

(2) 新たな積算手法の導入

一連番号 62

所管部課 建設交通部 建設管理課 技術管理室 TEL 2419

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 実際の取引価格に基づく工種単位ごとの単価(ユニットプライス)をデータベース化し、これを活用して予定価格を積算する手法を導入します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・総価契約単価合意方式を一部工事に導入するとともに、対象工事の拡大を図りました。

■ 平成19年度の取組内容

- 平成18年度に一部の工事に導入した総価契約単価合意方式の拡大を図るほか、ユニットプライス型積算方式の対象工事の拡大に努めるとともに、引き続きデータの収集を行います。

【具体的取組内容】

- 実施可能な工事を選定するため、各地域振興局に対象工事の抽出依頼。
- 県単舗装工事の発注(4月～12月)
- ユニットプライスのデータベース化(随時)
- アンケートの実施及び取組の評価(10月～2月)

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

- ユニットプライス型積算方式の市町村への普及を検討します。

指標名(指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ユニットプライス型積算による発注割合 (ユニットプライス型積算による発注件数/舗装工事発注件数×100)	%	目標	0 (16年度)	30	60	90
		実績		27	61	—
		達成率		90.0%	101.7%	—

(3) CALS/EC (公共事業のIT化) の推進

一連番号 63

所管部課 建設交通部 建設管理課 技術管理室 TEL 2420

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○公共事業に関する情報の電子化を推進し、多様な情報を活用して、公共事業全般にわたる事務・事業の一層の効率化とコスト縮減を図ります。

■ 平成18年度の取組結果

・公共事業共有統合データベースシステムの一部運用を開始するとともに、本運用に向け、説明会及び電子納品研修等を通して普及を促進しました。

■ 平成19年度の取組内容

■公共事業共有統合データベースシステムの本格運用を開始します。

【具体的取組内容】

○発注者及び受注者向け説明会の開催

・公共事業共有統合データベースの操作説明会を発注者及び受注者向けに開催し、操作の円滑な運用を図ります。

○CAD研修 (eラーニング) の実施 (5月～3月)

・電子納品の円滑な実施を図るため、CADに関するeラーニング研修を実施します。

※公共事業共有統合データベースシステム：計画段階の情報から維持管理情報まで様々な情報を統合・共有するもので、将来はGISをベースとした電子的な台帳として構築されるシステム。

■ 市町村・民間等との連携 (期待する役割)

○建設業協会などと合同で説明会等を開催し、利用普及を図るとともに、システムの市町村との共同利用の方向性について検討を行います。

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・電子納品登録率 (完成図書登録された工事件数/全発注工事契約件数×100)	%	目 標	0	0	30	80
		実 績	(16年度)	0	8.3	—
		達成率		—	27.7%	—

4 定員適正化計画の見直し

(1) 定員適正化計画の見直し

一連番号 64

所管部課 総務企画部 人事課

TEL 1043

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 知事部局職員数3,500人体制(病院、大学除く)を目指して、平成17年度から23年度までの期間中、毎年度の知事部局採用者の上限を設定し、計画的な職員数の縮減を図ります。
- 厳しい財政状況や新行財政改革の着実な推進を図るため、平成17年度から3年間を「重点適正化期間」と位置づけ、職員数の重点的な縮減に取り組みます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・実施計画に掲げた事務事業の縮減と組織体制の再構築により、行政事務の減量化を図るとともに新規採用者の抑制に努めた結果、計画を上回る職員数の縮減を実現しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 実施計画で定めた行政事務の減量化や業務の効率化のほか、機動性ある組織体制を構築することにより事務事業を削減し、適正な人員規模の実現を図ります。具体的な職員の縮減方法は新規採用職員の抑制により行います。

【具体的取組内容】

- 採用職員数キャップ制の実施(継続)
 - ・職員数3,500人の目標達成のため、平成16年度から平成22年度までの7年間の知事部局における定年退職者数の充足率を全体で30%程度に抑制し、各年度の年間採用者の上限を43人に設定することで、計画的な職員数の削減を図ります。
- 「重点適正化期間」の設定(継続)
 - ・厳しい財政状況を考慮するとともに、新行財政改革推進プログラムにおける取組を効果的に実現するため、平成17年度から3年間を「重点適正化期間」と位置づけ、採用者数を年間採用者の上限43人の概ね8割程度(36人)とします。また、早期退職者特別優遇制度を実施し、若年退職者の増加を図ります。
- 職種別要素を考慮した縮減(継続)
 - ・採用職員数キャップ制の考え方に基づき、職種毎の年間採用者数の上限を設定し縮減を行うことを基本としつつ、職種毎の事務の効率化などの縮減方策や個別要素を考慮して縮減を行います。

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

- 市町村合併の進展に伴い、県と市町村の役割を見直し、住民に最も身近な存在である市町村がその機能を発揮できるよう県の権限や事務の移譲を進めていきます。
- 県民やNPO、地域の企業などによる実施が可能な業務については、地域(民間)の主体性発揮と対応力の向上を促しながら、行政サービスの民営化、民間移譲、民間委託等、積極的に民間活力を活用していきます。

指 標 名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・知事部局職員数(病院・大学除く) 達成率=(基準年度職員数-当該年度実績職員数)/(基準年度職員数-当該年度目標職員数)×100	人	目 標	4,280	4,207	4,089
		実 績	4,272	4,194	—
		達成率	110.1%	108.5%	—

5 病院事業の合理化の促進

(1) 太平療育園と小児療育センターにおける医療事務の合理化

一連番号 65

所管部課 健康福祉部 障害福祉課

TEL 1334

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○太平療育園と小児療育センターについて、医療事務の合理化を進めるため、診療報酬請求事務の外部委託を進めます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・ 太平療育園における医療事務の外部委託の事務状況を分析・検証しました。(3月)

■ 平成19年度の取組内容

■ 太平療育園における医療事務の外部委託の事務状況を分析・検証し、その結果を踏まえて小児療育センターにおける医療事務の外部委託を検討します。

【具体的取組内容】

- 小児療育センターにおける医療事務の外部委託を検討
 - ・ 太平療育園医療事務外部委託分析・検証結果の報告
 - ・ 小児療育センター医療事務外部委託の具体的内容の検討
(委託件数、委託内容、職員数、経費)
 - ・ こども総合支援エリア(仮称)を踏まえての導入の検討(9月)

(2) 脳研 リハセンにおける業務の見直しによる経営改善の推進

一連番号 66

所管部課 健康福祉部 医務薬事課

TEL 1404

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 脳血管研究センターについては、地域の医療機関との連携を強化しながら、新規入院・外来患者の増加や在院日数の短縮を実現するとともに、高度医療機器の稼働率の向上を図り収益を拡大します。
また、非常勤職員等の縮減、外部研究資金の積極的な導入、外部委託費の見直しなどを進めるとともに、病院部門が独立採算できるシステムを構築します。
- リハビリテーション・精神医療センターについては、医療機関・施設等との連携強化、積極的なPRなどによる入院患者の増加を図ります。また、適切な医療機器の更新、委託業務内容の精査等による経費の節減を進めます。

■ 平成18年度の取組結果

【脳血管研究センター】

- ・適切な医療サービスを確保しながら経営の健全化を図るため、中期経営計画に基づき、より一層の医療収益の拡大や医業費用の縮減を行い、計画的・効率的な事業運営の推進に努めました。

【リハビリテーション・精神医療センター】

- ・中期経営計画を基本とし、精神保健福祉士の配置による病院機能の強化等、医療サービスの向上に努めました。
また、病院管理費の可能な限りの節約など、事業の効率的な運営に努めました。

■ 平成19年度の取組内容

【脳血管研究センター】

- 適切な医療サービスを確保しながら経営の健全化を図るため、中期経営計画に基づき、より一層の医療収益の拡大や医業費用の縮減を図るとともに、計画的・効率的な事業運営を推進します。

【具体的取組内容】

- 外部専門家を含めた経営評価の実施(12月)
 - ・引き続き「病院事業経営評価委員会」において、経営状況を把握するとともに、課題の抽出や改善策を検討します。
- 医療サービスの改善(随時)
 - ・中期経営計画に基づき、一層の医療収益の拡大や医業費用の縮減を図ります。
- 病院機能評価認定更新の検討(6月)
 - ・(財)日本医療機能評価機構による「病院機能評価」について、認定更新するためには、細部にわたり審査項目が増えたことや審査準備期間が1年間と長期になるなど、前回、評価認定された内容と大幅に変更になっていることから、評価認定更新への対応について検討を行います。

【リハビリテーション・精神医療センター】

- 中期経営計画に基づき、計画的・効率的な事業運営や医療サービスの改善などを進め、より一層経営の健全化を目指します。

【具体的取組内容】

- 外部専門家を含めた経営評価の実施（2月）
 - ・ 運営懇談会において、中期経営計画に基づいた取り組みの結果などを提示しながら経営評価を行います。
- 医療サービスの改善（随時）
 - ・ 中期経営計画に基づいた取り組みを実施し、医療サービスの向上とそれを支える経営基盤の確立を図ります。特に、最近問題となっている要介護者の機能低下などに対し、医療の立場から介護予防に力点を置いた取り組みを促進します。
 - ・ 地域リハビリテーション検診（出前リハセン）の広域化
 - ・ リハビリテーション健康教室の拡充
 - ・ 地域連携ネットワークの構築
- 充実したリハビリ医療の確立（濃厚連日訓練）
 - ・ リハビリ訓練者で問題となる休祝祭日の機能低下を防ぐ連日訓練や1日訓練量を最大にする濃厚訓練を365日行うシステムを構築します。

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

- 脳血管研究センター
 - ・ 地域との連携強化を図るため、地域医療を担っている県内の医師、救急隊員及び一般県民を対象に、県北・県南・中央地区において実施します。
- リハビリテーション・精神医療センター
 - ・ 市町村等と共催で実施している地域リハビリテーション検診及びリハビリ健康教室などの地域支援活動の拡大を図るとともに、新規患者の掘り起こしを図ります。

■ 脳血管研究センター

指 標 名 (指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 入院・外来収益 (年間入院収益+年間外来収益)	億円	目 標	19.3	19.6	20.1	20.7
		実 績	(15年度)	19.8	17.7	—
		達成率		101.0%	88.1%	—

■ リハビリテーション・精神医療センター

指 標 名 (指標式)	単位		基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・ 入院・外来収益 (年間入院収益+年間外来収益)	億円	目 標	16.6	17.6	18.6	18.9
		実 績	(15年度)	17.6	17.1	—
		達成率		100.0%	91.9%	—

6 施策事業の大胆な見直しによる重点化

(1) 施策事業の重点化と成果検証の徹底

一連番号 67

所管部課 知事公室 総務課

TEL 2084

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 「国・県・市町村・民間との役割分担を明確化」、「市町村・民間との協働の推進」、「将来を見据えた政策課題への的確な対応」、「県民ニーズを踏まえた適切な事業選択」等の観点から施策事業の更なる重点化を図ります。
- 重点化分野として、県民の暮らしの安全・安心の確保、人材育成、産業の活性化、少子・子育て対策など本県の基本課題への対応、男女共同参画社会の形成など新しい時代に不可欠な社会づくりの推進などに重点的に取り組みます。
- また、施策事業の推進に当たっては、企画立案時、実施途中、終了時の各段階で、費用対効果など成果の検証を徹底して行い、成果を重視した効果的・効率的な施策事業の推進に努めるとともに、既設社会資本の有効活用やIT化・アウトソーシング等による事務の効率化・スリム化等を推進し、より一層行政コストの縮減を図ります。

■ 平成18年度の取組結果

- ・ 施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）により施策事業の成果検証を踏まえた見直しを行い、施策事業の更なる重点化を図りました。

■ 平成19年度の取組内容

- 施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）により施策事業の成果検証を踏まえた見直しを引き続き行い、施策事業の更なる重点化を図ります。

【具体的取組内容】

○ 施策・事務事業の見直しの実施（スプリングレビュー）による施策事業の更なる重点化

- ・ 各部局や地域振興局等が実施している施策事業を対象に、今後の財政見通しやこれまでの取組成果等を踏まえて見直し・点検を行い、真に必要な施策事業の選択や更なる重点化を進めます。

○ 施策事業の見直し・点検の進め方

- ・ 5月 : 部局中間評価（1次評価）
個別テーマの設定、検討
- ・ 6月 : 財政課中間評価（2次評価）
- ・ 9月 : 「施策・事務事業の見直し（中間報告）」として公表
- ・ 11月 : 当初予算編成作業
- ・ 3月 : 「施策・事務事業の見直し」として公表

(2) 公共事業など投資的経費の重点化

一連番号 68

所管部課	知事公室 総務課 建設交通部 建設交通政策課 農林水産部 農林政策課	TEL	2084 2416 1724
------	--	-----	----------------------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 公共事業については、社会資本の果たす機能・効用を重視しながら、県民ニーズや将来を見据えた政策課題に対応した真に必要な社会資本を取捨選択し、これを重点的に整備するため、社会資本整備指針に基づき、公共事業の計画的・効率的な推進に努めます。
- 公共事業を含む投資的経費全体については、「財政の中期見通し」や県・市町村・民間との役割分担等を踏まえながら、必要性・緊急性・安全性・費用対効果・整備率・県民満足度等の観点から、より一層の厳選と重点化を図ります。
- また、これまで整備された社会資本の有効活用のための維持・修繕に重点的に取り組んでいきます。
- 事業の計画・実施に当たっては、経済性・安全性・効率性を踏まえた推進手法の検討・導入を積極的に進め、コストの縮減に努めます。
- コスト削減の実現、公共事業の一体的推進による整備率の向上、技術職員の汎用化、人員削減への対応を図るため、農林水産部と建設交通部との類似関係業務（生活排水処理、道路、海岸、治山・砂防、技術管理、用地補償等）の一元化を進めます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・公共事業については、「社会資本整備指針」に沿って計画的・効率的に推進するとともに、施策・事務事業の見直し（スプリングレビュー）を実施し、その結果を踏まえて投資的経費全体の重点化を図りました。
また、公共事業部門の類似関連業務の一元化を図りました。

■ 平成19年度の取組内容

- 公共事業については、「社会資本整備指針」に沿って事業を実施するほか、引き続き施策・事務事業の見直し（スプリングレビュー）を実施し、その結果を踏まえて投資的経費全体の重点化を図ります。

【具体的取組内容】

○社会資本整備指針に沿った公共事業の実施

- ・庁内横断的な取組を進めるため、必要な連絡体制等をとりまします。
(例) 庁内横断的な要素を備えた施設整備については、整備の企画段階から関係者間の連絡体制を確立
- ・交流を「生み出す」ための多様な施設の複合化・多機能化を進めます。
- ・交流を「支える」ための基幹的施設の集中化・効率化を進めます。

○投資的経費の重点化

- ・投資的経費を対象に、今後の財政見通しやこれまでの取組成果等を踏まえて見直し、点検を行い、真に必要な施策事業の選択や更なる重点化を進めます。

(3) 補助金の見直し

一連番号 69

所管部課 知事公室 総務課
総務企画部 財政課TEL 2084
1105

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○県単独補助金(嵩上補助金を含む)については、市町村・民間の自立の促進と協働による秋田づくりを推進する観点から、県の果たすべき役割の範囲や関与のあり方を明確にしたうえで、個々の補助金の妥当性を検証し、県の役割分担に応じた補助金の厳選を進めます。

特に、施策事業の普及奨励を目的とした長期継続補助金や、結果として受け入れ側の自立を遅らせることにつながる財政支援目的の補助金については、他の代替手段の検討とセットで見直しを進めます。

○個々の県単独補助金には、原則として3年以内の終期を設定し、終期到来をもって廃止するサンセット方式の徹底を図るとともに、実施期間中は政策評価等により補助金の必要性、実績・成果を点検し、効果的・効率的な事業推進に努めます。

○新規補助金(終期設定により廃止される補助金で引き続き実施する必要があるものを含む)は、抑制を基本とし、施策推進上、他の手段がなく、十分な成果が期待できる場合に限って創設できるものとします。

行革期間中における県単補助金(嵩上補助金含む)縮減目標

42億円

■ 平成18年度の取組結果

- ・17年度に取りまとめた基本的な対応方針に基づき、スプリングレビューにおいて、県単独補助金(嵩上補助金含む)、団体運営費補助金等を中心に、見直しを進めました。

■ 平成19年度の取組内容

■引き続き、スプリングレビューを実施し、嵩上補助金、団体運営費補助金等を中心に、県単補助金の見直しを進めます。

【具体的取組内容】

○嵩上補助金

- ・補助金削減額(19年度当初予算) 1,209,629千円
- ・41件中 6件を廃止

○団体運営費補助金

- ・補助金削減額(19年度当初予算) 112,521千円
- ・66件中 3件を廃止

【スケジュール】

- ・4月 : スプリングレビュー
- ・9月 : 各部局における見直し方針案の取りまとめ
- ・9月 : 関係団体等との協議
- ・11月 : 当初予算編成作業

7 未利用資産の処分の推進

(1) 特定県有資産の処分の推進

一連番号 70

所管部課 出納局 会計管財課

TEL 2735

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○遊休資産と認定した県有資産について、平成16年度から5年間の期限を区切って重点的に取り組み、再利用を積極的に進めるとともに、利用の見込めないものについては、民間活力の活用を図りながら短期集中的に処分を進めます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・会計管財課所管の1箇所と他部局からの10箇所の所管換を併せて事業を実施し、過年度資産も含め29箇所、639,487千円を売却した。紹介業務は4件、3,308千円の実績である。

■ 平成19年度の取組内容

■ 県有未利用財産の売却促進にあたっては、平成17年度から導入している宅地建物取引業協会及び不動産協会のノウハウを活用した紹介業務の推進と普通財産取扱要綱に基づく減額制度を活用し未利用資産の売却促進を図ります。

【具体的取組内容】

○未利用県有資産の各所管課から管財課への所管換と売却に向けた調整等の実施

- ・平成15年度に作成した「未利用県有資産の有効プロジェクト報告書」に基づいて各所管課から管財課に未利用資産の所管換を進めます。
- ・所管換された処分可能な未利用資産については、建物の解体、土地境界確定及び測量、分筆等、売却するために必要な調整等を適正に行います。

○未利用県有資産の売却の推進

- ・売却の準備の整った未利用県有資産について、庁内の普通財産利用調整会議と所在市町村に対する照会により、その利用の有無を確認したうえで、おおむね年4回をめぐりに一般競争入札を行います。(6月・8月・10月・12月)
- ・一般競争入札により売却できなかった県有資産について、県のホームページに掲載、新聞折込、所在市町村広報への掲載のみならず、これまで以上に職員が隣接者等を訪問し購入に対する考え方を把握し売却の推進に努めます。

○売買契約紹介方式による売却等

- ・入札参加のなかった未利用県有資産については、民間の宅地建物取引業者等のノウハウと情報網を活用した売買契約紹介方式により、売却の促進を図ります。
- ・最初の一般競争入札の日から2年以上経過した未売却の資産については、減額制度を(時価の25%~40%)活用して売却を進めます。

■ 市町村・民間等との連携(期待する役割)

○未利用資産所在市町村の、資産に係るインフラの状況及び周辺計画の情報収集を図ると共に、宅地建物取引業協会等との、情報の共有を密にして民間活力の活用を図ります。

指標名(指標式)	単位	基準(年度)	17年度	18年度	19年度
・県有資産の一般売却額 (公共への売却を除く)	目標	75,000	300,000	300,000	300,000
	実績	(15年度)	306,363	639,487	—
	達成率		102.1%	213.1%	—

8 公債費負担の縮小

(1) 新規県債発行額の抑制

一連番号 71

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1105

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○公共事業等投資的経費の重点化を図りながら、県債発行額を当該年度当初予算の公債費(元金償還額)の範囲内に抑制し、将来の公債費負担を軽減します。

■ 平成18年度の取組結果

・県債の発行の抑制し、県債残高の圧縮に努めました。

■ 平成19年度の取組内容

■県債の発行を抑制し、県債残高の圧縮を目指します。

【具体的取組内容】

○新発債発行の抑制

・新規発行額を元金償還見込額以内に抑えるように努めます。
(元金償還見込額 1,696億円)

指 標 名 (指標式)	単位	目 標	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
				実績	達成率	実績
・ 県債残高	億円	11,742	(15年度)	11,916	11,741	11,583
				11,908	12,041	—
				100.1%	97.4%	—

(2) 公債費負担の平準化

一連番号 72

所管部課 総務企画部 財政課

TEL 1105

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○世代間の負担の適正化と公債費負担の平準化を図るため、新規発行債の償還期間をこれまでの実質20年から30年に延ばすとともに、既に発行済の県債についても借換の際に実質30年の償還期間とします。

■ 平成18年度の取組結果

・新規発行債の30年償還化及び借換債発行時の償還期間延長を進めました。

■ 平成19年度の取組内容

■引き続き新規発行債の償還期間を30年にするとともに、既に発行済の県債についても借換の際に実質30年の償還期間とします。

【具体的取組内容】

○新規発行債の30年償還化

・新規発行時の償還年数を従来の20年から30年とします。

○借換債の発行による発行済県債の償還期間延長

・借換債発行時に償還期間の延長を行います。(借換債発行見込額 853億円)

指 標 名 (指標式)	単位	目 標	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
				実績	達成率	実績
・ 公債費 (借換債除く)	億円	1,308	(15年度)	1,160	1,134	1,026
				1,130	1,056	—
				102.6%	106.9%	—

9 業務改善の推進

(1) 自動車税車検時徴収の導入

一連番号	73
------	----

所管部課	総務企画部	税務課
------	-------	-----

TEL	1123
-----	------

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 県税の中で滞納件数が最も多く、かつ、増加傾向にある自動車税の納税方法として、車検時に車検更新期間分の税額をあらかじめ徴収する車検時徴収制度の導入を推進し、徴税コストの縮減を図ります。
この実現に向け、車検時徴収に係る諸課題や解決策の検討を進め、他の都道府県と連携しながら地方税法の改正を国に強く希望します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・ 車検時徴収制度の導入に関わる諸課題の検討を行うとともに、他都道府県との情報交換を進めました。

■ 平成19年度の取組内容

- 整理すべき課題が多く、車検時徴収制度は直ちに実現する状況にはないが、引き続き導入に関わる諸問題の検討を行うとともに、他都道府県との情報交換を進めます。

【具体的取組内容】

- 課内検討 (随時)
 - ・ 引き続き次のような諸課題について課内で検討を進めます。
 - ・ 納税者の負担
 - ・ 徴税コストと税収規模
 - ・ 自動車重量税との整合性
- 他都道府県との情報交換 (随時)
 - ・ 会議等の際に引き続き情報交換を進めます。

(2) 県税収納窓口の拡大

一連番号 74

所管部課 総務企画部 税務課

TEL 1123

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○金融機関及び官庁の週休二日制の実施により、金融機関等の窓口開設時間内での納付が困難になっている単身者や共働き世帯などの納税手段・機会の拡大を図るため、24時間営業している「コンビニエンスストア」を新たな納税窓口に加え、県民の利便性を向上させるとともに、収納事務の効率化を促進します。

■ 平成18年度の取組結果

・平成18年度の定期課税分の自動車税納税通知書からコンビニで自動車税を納付することができるようにしました。

■ 平成19年度の取組内容

■自動車税定期課税分について、引き続き、コンビニエンスストアにおける収納を行います。

【具体的取組内容】

○コンビニエンスストアでの収納

・自動車税定期課税（6月納期）に係る収納事務

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・コンビニ納税利用率 (コンビニ納税件数÷口座振替以外総納税件数)	%	目 標	—	30	30
		実 績	—	21.3	—
		達成率	—	71.0%	—

※コンビニ納税を18年度から前倒し実施するため、18年度にも目標を設定しました。

(3) 既存審議会等の統廃合の推進

一連番号 75

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1054

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 既存審議会等について、目的の達成、存在意義の低下、必置規制の緩和、他の手段で代替可能等により、役割の低下・終了した審議会等の統廃合を推進するとともに、新設についても必要不可欠なものに限定します。
また、継続審議会についても、委員定数のほか、活動状況や審議内容等を随時点検し、見直しを進めます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・事務の簡素化・迅速化を図るため、役割の低下・終了した審議会等の統廃合を実施するとともに、新設についても総務課への事前協議を実施し、必要不可欠なものに限定しました。
また、それ以外の審議会等についても、審議会の活動状況や審議内容等を確認するため、担当課へ調査を実施しました。さらに、審議会等の適正な管理および運営の徹底について全庁へ通知しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 事務の簡素化・迅速化を図るため、役割の低下・終了した審議会等の統廃合を実施するとともに、新設についても必要不可欠なものに限定します。
また、それ以外の審議会等についても、活動状況や審議内容等を点検し、委員数の適正化のほか統廃合も含めた見直しを進めます。

【具体的取組内容】

- 審議会等の運営状況の調査（5月）
 - ・審議会が適正に運営されているか調査を実施します。
- 新設審議会等の事前協議（随時）
 - ・新設予定の審議会等については、必要最小限とするため、予算要求前もしくは設置方針が定まった段階で担当課と総務課の事前協議を実施することとします。
- 審議会の設置方針について通知（4月当初）
 - ・審議会について、廃止、統合、縮小に関する方針を毎年度当初に各課に通知し、審議会に対する適正な管理および運営について徹底します。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
			10	12	10
・ 審議会等の統廃合数	件	(16年度)	14	17.0	—
		達成率	116.7%	170%	—

VI 第三セクターの整理・統合、合理化の推進

1 事業・組織形態の抜本的見直し

(1) 整理合理化指針の着実な推進 (2) 新たな整理合理化の取組

一連番号	76 77
------	----------

所管部課	知事公室 総務課
------	----------

TEL	1057
-----	------

取組目標 (プログラムに掲げる目標)

○社会経済情勢の変化等を踏まえて、第2次第三セクター整理合理化指針を策定し、指針の着実な推進を図ります。

■ 平成18年度の取組結果

- ・平成17年12月に策定した「第2次第三セクター整理合理化指針」に基づき、指針に定めた各法人の整理合理化の方向性や目標に向けた取組を推進しました。
18年度中に8法人が目標を達成しました。

■ 平成19年度の取組内容

■「第2次第三セクター整理合理化指針」に基づき、指針に定めた各法人の整理合理化の方向性や目標に向けた取組を推進します。

【具体的取組内容】

○県関与の廃止・縮小

- (株)秋田県分析化学センター
 - ・経営環境の変化に対応するため、営業の強化や新規分野への参入等事業基盤を強化し、県の関与を段階的に縮小します。
- 秋田臨海鉄道(株)
 - ・企業体質の強化に努め、経営が安定した時点で、県の関与を段階的に縮小する。

○経営改善

- (株)秋田県食肉流通公社
 - ・現行の累積赤字(16年度決算)を19年度決算で半減することを目標とし、経営改善を進めます。
 - ・累積赤字が解消された時点で県の関与を廃止します。
- (財)秋田県栽培漁業協会
 - ・基本財産のより効率的な運用、固定支出経費の削減等に努め、経営の安定化を図ります。

○法人のあり方等の検討

- (財)秋田県林業公社
 - ・第7次長期経営計画に基づく短期実行計画に掲げた経営改善目標を達成します。
 - ・厳しい経営見通しを踏まえ、様々な角度から経営方法を検討し、その方針を具体化します。
- (財)秋田県資源技術開発機構
 - ・鉱山地域の技術を活用しながら、金属リサイクルを推進するための支援・コーディネートに関する事業のあり方を検討します。
- (財)秋田県学校保健会
 - ・事業の効率化を進めるとともに、将来のあり方を検討します。

- 秋田県漁業信用基金協会
 - ・県境を越えた広域再編構想の具体化に向け、国への働きかけや関係機関での情報交換を行うなど、地域・ブロック単位での組織再編方針を検討する。
- 秋田県住宅供給公社
 - ・分譲地の販売促進を図るとともに、できるだけ速やかに法人のあり方について結論を得る。

【スケジュール】

- ・平成19年5月：19年度の具体的な取組計画について所管課に確認
- ・ 7月：法人に対する経営評価ヒアリング時に取組状況の確認
- ・ 20年3月：所管課に取組結果の確認

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

○第三セクターの自立的な運営に関し関係者や利用者の理解を得るため、各法人自ら積極的な情報提供に努めるよう指導します。

【第1次指針から引き継いだ法人】

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 指針目標達成法人数	団体	目 標	8	5	3	11
		実 績	(16年度)	7	6	—
		達成率		140.0%	200.0%	—

【第2次指針から新たに加えた法人】

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 指針目標達成法人数	団体	目 標	0	4	2	2
		実 績	(16年度)	2	2	—
		達成率		50.0%	100.0%	—

2 自己責任に基づく経営の効率化

(1) 県関与の見直しと自立的な人材の確保

一連番号 78

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1057

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 第三セクター間の人事交流については、県出資法人等の多様なニーズを踏まえ、対象法人の範囲を拡大するとともに、県との交流も含めた人事交流システムの構築・拡充を図ります。
- 県退職者の常勤役員への就任は、法人からの要請を前提に、必要最小限にとどめ、かつ、その就任に当たっては、解決すべき課題等を事前に具体的に示して経営責任を明確にします。
- 現職職員の派遣については、派遣目的と期待されるメリットを明らかにするとともに、その効果測定も含めたルールづくりに取り組みます。

■ 平成18年度の取組結果

- ・第三セクターの人材育成等を支援するため、人事交流に向けた調整を図ります。
- ・所管課及び第三セクターに対し、人事交流の促進に向けて積極的に検討するよう指導するとともに、平成18年度末に交流調整法人が19年度の人事交流計画を作成しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 第三セクターの人材育成等を支援するため、19年には新たに10法人の人事交流に向けた調整を図ります。

【具体的取組内容】

○人事交流の拡大

- ・所管課及び第三セクターに対し、人事交流の促進に向けて積極的に検討するようヒアリング等において指導するとともに、交流調整法人が20年度の人事交流計画を作成します。(3月)

■ 市町村・民間等との連携 (期待する役割)

- 自立に取り組む人材の育成について第三セクターの理解が深まるように様々な機会をとらえて情報提供していきます。

指 標 名 (指標式)	単位	基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・ 人事交流実施法人数 (派遣法人・受入法人の累計)	法人	目 標	24	34	44
		実 績	27	40	—
		達成率	112.5%	117.6%	—

(2) 効率的な経営体制の整備と経営責任の明確化

一連番号 79

所管部課 知事公室 総務課

TEL 1057

■ 取組目標 (プログラムに掲げる目標)

- 平成15年度から「第三セクター経営評価」に導入した経営改善指標及び事業成果指標による目標管理制度を活用し、経費節減、財源確保など法人自らの経営効率化への取組を促進するとともに、利用者の評価を目標管理制度に反映させるため、CS（顧客満足度）の指標化を推進します。
- 利用者からのクレームを適切に解決する仕組みを第三セクターがそれぞれ整備することがサービスの向上につながることから、クレームに対応する相談窓口の設置や処理状況の情報開示などを制度化したクレーム処理マニュアルを自主的に策定するよう指導します。
- 民間コンサルタント等外部専門家による経営指導を一層強化します。
- 現に公の施設の管理を受託している第三セクターにあっては、指定管理者制度の導入により、今後は一事業者として民間事業者との競争にさらされることから、必要な対策を自主的に講じるよう指導します。

■ 平成18年度の取組結果

- ・各法人の顧客満足度調査の結果と調査方法等について情報提供しました。
- ・クレーム処理マニュアルの策定状況を調査し、未策定の法人が自主的に策定できるよう情報提供しました。

■ 平成19年度の取組内容

- 第三セクターが個別の事業内容等に応じたより効果的な顧客満足度調査を実施できるように、調査項目の見直しや調査方法の充実に向けた指導を行うとともに、クレーム処理マニュアルを自主的に策定するよう指導します。

【具体的取組内容】

○三セクの顧客満足度調査の実施

- ・顧客満足度調査を実施済みの第三セクターに対し、所管課及び第三セクターに対するヒアリング等で調査項目や調査方法の見直しによる、より効果的な調査の実施に向けた指導を行います。
- ・年度末に顧客満足度調査の実施状況について確認します。

○クレーム処理マニュアルの策定及び運用実態調査の実施

- ・年度末にクレーム処理の運用実態調査を実施します。

【スケジュール】

- ・平成19年5月：顧客満足度調査の見直しとクレーム処理マニュアルの策定について指導
- ・ 20年3月：顧客満足度調査実施状況及びクレーム処理の運用実態調査

■ 市町村・民間等との連携（期待する役割）

○第三セクターが実施する顧客満足度調査の充実等を図るため、他社の事例などに関する情報提供を行います。

指 標 名 (指標式)	単位		基準 (年度)	17年度	18年度	19年度
・CS導入法人割合 (CS導入法人／CS導入可能法人)	%	目 標	4	50	80	100
		実 績	(16年度)	93.9	100	－
		達成率		187.8%	125.0%	－